

第**24**回

# 定時株主総会 招集ご通知

人とデジタル社会を結ぶ

開催  
場所

東京都千代田区大手町二丁目3番1号  
大手町プレイスカンファレンスセンター2階ホールB  
(末尾記載のご案内図をご参照ください。)

開催  
日時

2022年6月24日(金曜日)  
午前10時30分(午前9時30分開場)

書面又はインターネットによる議決権行使期限

2022年6月23日(木曜日)  
午後6時到着分まで

決議  
事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役1名選任の件
- 第4号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬制度に関する額及び一部改定の件

## 新型コロナウイルスに関するお知らせ

新型コロナウイルス感染拡大防止のため株主の皆様を最優先に、ご来場は極力見合わせていただき、書面又はインターネットにより議決権をご行使いただきますよう強く推奨申し上げます。詳しくは、別紙「定時株主総会における新型コロナウイルス感染防止へのご協力のお願い」をご確認くださいようお願い申し上げます。

なお、株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はありません。  
何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

# 経営ビジョン

## 私たちの目指す 企業の姿

21世紀を代表する製品サービスを創り、  
人々の生活を豊かにし、よりよい社会の  
構築に貢献する会社になる。

## 私たちが大切にする 価値観

### Get The Ideal ～お客様の理想を形に～

私たちは画一的ではなく、お客様一人ひとりにとっての  
価値をその企業活動を通じて創造し続けます。

### あくなきチャレンジ精神

私たちは目指す企業の姿を念頭に現状に満足せず、常に  
ベンチャースピリットと情熱を持って新たな価値の創造  
にチャレンジし続けます。

### 正しく真つすぐな道を歩む

私たちは例え遠回りであったとしても、自己の利益のみを  
追求する事なく、常に正しい道を愚直に進むことで自らの  
運命を切り開きます。

### 社会との共生

企業とは社会の公器であることを念頭に、全てのステーク  
ホルダーの期待に応え、共に成長する事を通じて社会全体  
の発展に貢献すると同時に会社及び全従業員の成長と繁栄  
を図ります。

## CONTENTS

- 第24回定時株主総会  
招集ご通知…………… 1
- インターネットによる  
議決権行使のご案内…………… 3
- 株主総会参考書類…………… 5  
〈添付書類〉
- 事業報告…………… 17
- 連結計算書類…………… 53
- 計算書類…………… 56
- 監査報告書…………… 59

株 主 各 位

埼玉県春日部市緑町六丁目14番53号  
株 式 会 社 M C J  
代表取締役会長 高 島 勇 二

## 第24回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第24回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただきご返送いただくか、当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) において賛否を入力されるか、いずれかの方法により、2022年6月23日（木曜日）午後6時までに到着するよう議決権を行使いただきたくお願い申し上げます。

また、当社は、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しております。

敬 具

記

- |                       |  |
|-----------------------|--|
| 1. 日 時                | 2022年6月24日（金曜日）午前10時30分（午前9時30分開場）   |
| 2. 場 所                | 東京都千代田区大手町二丁目3番1号<br>大手町プレイス カンファレンスセンター2階 ホールB<br><br>※本年は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、座席の間隔を広くとることから、ご用意できる座席数が限られておりますので、「ホールB」が満席となった場合には入場をお断りさせていただきます。あらかじめご了承くださいようお願い申し上げます。 |
| 3. 目 的 事 項<br>報 告 事 項 | 1. 第24期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件<br>2. 第24期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類の内容報告の件  |
| 決 議 事 項<br>第1号議案      | 剰余金の処分の件   |
| 第2号議案                 | 定款一部変更の件   |
| 第3号議案                 | 取締役1名選任の件  |
| 第4号議案                 | 取締役に対する業績連動型株式報酬制度に関する額及び一部改定の件  |

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

#### 4. インターネット開示

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第19条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

従いまして、本招集ご通知の添付書類は、監査役が監査報告の作成に際して監査をした事業報告、連結計算書類及び計算書類並びに会計監査人が会計監査報告の作成に際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。

#### 5. 議決権の行使についてのご案内

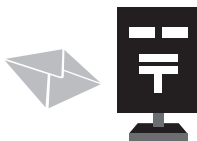
##### 株主総会にご出席いただく場合



当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。  
開会直前には会場受付が混雑することがございますので、お早めのご来場をお願い申し上げます。

**株主総会開催日時** 2022年6月24日(金曜日) 午前10時30分(午前9時30分開場)

##### 株主総会にご出席いただけない場合



##### 書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようご返送ください。

**行使期限** 2022年6月23日(木曜日) 午後6時到着分まで



##### インターネットによる議決権行使

パソコン又はスマートフォンから、**議決権行使サイト** (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご登録ください。

**行使期限** 2022年6月23日(木曜日) 午後6時行使分まで

詳細は3頁から4頁をご覧ください。▶▶

以上

株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

■ 当社ウェブサイト URL : <https://www.mcj.jp/>

# インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、スマートフォン又はパソコン等から議決権行使ウェブサイトへアクセスいただき、画面の案内に従って行使していただきますようお願いいたします。

## 議決権行使期限

2022年6月23日（木曜日）  
午後6時まで



## スマートフォンの場合 QRコードを読み取る方法

「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、「ログインID」及び「仮パスワード」が入力不要でログインいただけます。

※下記方法での議決権行使は1回に限ります。

### 1. QRコードを読み取る

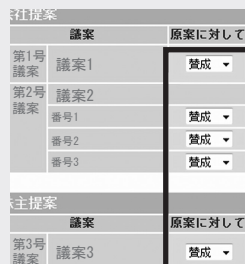


議決権行使書副票（右側）

お手持ちのスマートフォンにて、同封の議決権行使書副票（右側）に記載の「ログイン用QRコード」を読み取る。



### 3. 各議案の賛否を選択

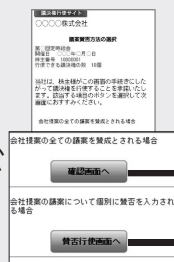


画面の案内に従って各議案の賛否を選択。

画面の案内に従って行使完了です。

### 2. 議決権行使方法を選ぶ

議案賛否方法の選択画面が表示されるので、議決権行使方法を選ぶ。



2回目以降のログインの際は…

4頁に記載のご案内に従ってログインしてください。

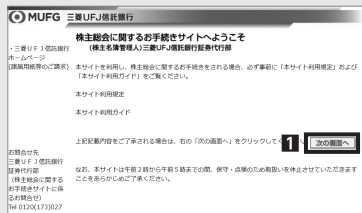
## 機関投資家の皆様へ

株式会社ICJが運営する議決権行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームにより議決権をご行使いただけます。



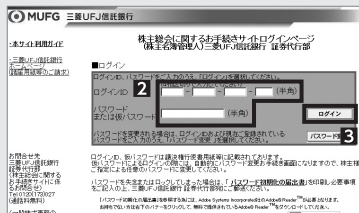
# ログインID・仮パスワードを入力する方法

## 1. 議決権行使サイトへアクセス



1 「次の画面へ」をクリック

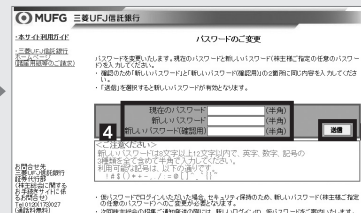
## 2. ログインする



2 お手元の議決権行使書面の右下に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力

3 「ログイン」をクリック

## 3. パスワードを登録する



4 「現在のパスワード」に「仮パスワード」を入力の上、新しいパスワードを「新しいパスワード(確認用)入力欄」と「新しいパスワード(確認用)入力欄」の両方に入力

5 「送信」をクリック

以降、画面の案内に従い  
議決権をご行使ください。

### ご注意事項

議決権行使ウェブサイト  
<https://evote.tr.mufg.jp/>



- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- (3) インターネットによる議決権行使は毎日午前2時から午前5時までは取扱いを休止します。
- (4) 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する接続料・通話料等の費用については、株主様のご負担となりますので、ご了承ください。

システム等に関する  
お問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 (ヘルプデスク)

☎ 0120-173-027 (受付時間 9:00~21:00、通話料無料)

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金の処分の件

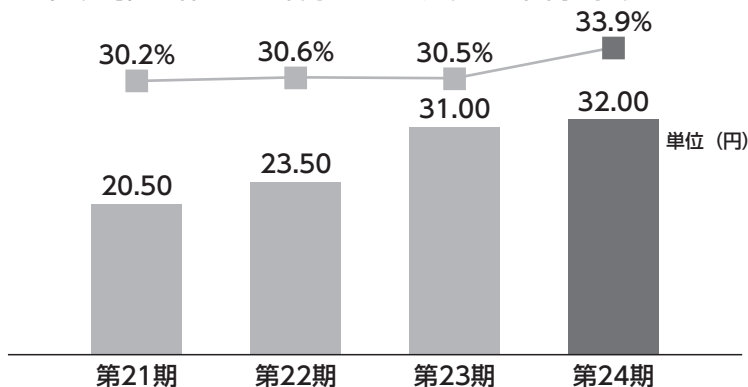
#### 期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への利益還元の充実を経営上の重要な課題の1つと考え、経営成績に応じた業績成果配分型の配当を基本方針とし、総還元性向の目安を30%から40%程度とし、うち配当性向に関しては、親会社株主に帰属する当期純利益の30%以上を目標としております。

第24期の期末配当につきましては、当期の業績結果及び上記基本方針を総合的に勘案し、普通株式1株につき金32円といたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類  
金銭
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金 32円  
配当総額 3,145,764,128円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
2022年6月27日（月曜日）

#### ■（ご参考）1株当たり年間配当金／連結配当性向の推移■



## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

(1) 第2条（目的）につきまして、現在行っていない又は行う予定がない事業目的を削除の上整理するものであります。

(2) 会社法改正により、株主総会参考書類等の電子提供措置が認められるとともに、振替株式発行会社には、2022年9月1日以降、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定款で定めることが義務付けられることとなりました。これに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨及び書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができる旨の規定を設けるものであります。

また、現行の株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるため、これを削除するとともに、これらの変更を伴う効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は変更部分となります。)

現行定款	変更案
<p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営む国内外の会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。 1～25 (条文省略) 26. 下記に掲げる物品の企画、設計、制作、加工、施工、監理、仕入、輸出入、レンタル、卸売、販売及びそれらの受託業務、並びに録音・録画等の情報処理サービスの提供 ①～② (条文省略) <u>③化粧品、美容関連商品及び健康関連商品</u> <u>④健康関連機器及び美容関連機器</u> <u>⑤一般食品、健康食品、栄養補助食品及び飲料水</u> <u>⑥農水産物、畜産物及びそれらの加工品</u> <u>⑦農機具、建材及び資材</u></p>	<p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営む国内外の会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。 1～25 (現行どおり) 26. 下記に掲げる物品の企画、設計、制作、加工、施工、監理、仕入、輸出入、レンタル、卸売、販売及びそれらの受託業務、並びに録音・録画等の情報処理サービスの提供 ①～② (現行どおり)  <u>③一般食品、健康食品、栄養補助食品及び飲料水</u>   <u>④農機具、建材及び資材</u></p>



現行定款	変更案
<p>⑧木材、鉄鋼、プラスチック及び合成樹脂製品            ⑨通信教育教材及び通信教育機器            ⑩冷蔵、冷凍に関する設備            ⑪酒類及び煙草等の嗜好品            ⑫家庭用及び業務用ゲームソフト            ⑬洗剤、洗浄用品、清掃用具及び環境美化製品</p> <p>27. (条文省略)</p> <p>28. 下記に掲げる店舗又は施設の企画、設計、施工、システム開発、運営及び管理並びにそれらのフランチャイズ業            ①～④ (条文省略)            ⑤サウナ、岩盤浴、炭盤浴等の温浴施設            ⑥接骨、整体、リラクゼーションサービス及びヒーリングサービスの提供施設            ⑦ホテル、旅館等の宿泊施設            ⑧フィットネスクラブ</p> <p>29. 音楽、芸能、ファッション、スポーツ、文化等に関する各種イベントの企画、制作、興行、運営及び管理</p> <p>30～36 (条文省略)</p> <p>37. 損害保険の代理店業務及び生命保険の募集に関する業務</p> <p>38. 外食産業</p> <p>39. 出版物の販売</p> <p>40. 労働者派遣事業</p> <p>41. 有料職業紹介事業</p> <p>42. 不動産の売買、賃貸借及び管理業</p> <p>43. 土木工事、建築工事、設備工事及び内外装工事の企画、設計、施工及び管理</p> <p>44. 店舗設備及び什器備品、並びに店舗運営又は管理用システムに関する設計、開発、仕入、賃貸、リース及び販売並びにそれらのメンテナンス業務</p> <p>45. フランチャイズ加盟店及び販売代理店の募集、統括、サポート及び教育指導</p> <p>46. フランチャイズ出店に関する市場調査、並びにフランチャイズ加盟店の経営計画及び店舗設計等に関する指導及び代行業務</p>	<p>⑤木材、鉄鋼、プラスチック及び合成樹脂製品            ⑥通信教育教材及び通信教育機器            ⑦冷蔵、冷凍に関する設備            (削除)            ⑧家庭用及び業務用ゲームソフト            (削除)</p> <p>27. (現行どおり)</p> <p>28. 下記に掲げる店舗又は施設の企画、設計、施工、システム開発、運営及び管理並びにそれらのフランチャイズ業            ①～④ (現行どおり)            (削除)            ⑤接骨、整体、リラクゼーションサービス及びヒーリングサービスの提供施設            ⑥ホテル、旅館等の宿泊施設            ⑦フィットネスクラブ</p> <p>29. 音楽、芸能、ファッション、スポーツ、文化等に関する各種イベントの企画、運営及び管理</p> <p>30～36 (現行どおり)            (削除)</p> <p>37. 外食産業</p> <p>38. 出版物の販売            (削除)            (削除)</p> <p>39. 不動産の売買、賃貸借及び管理業            (削除)</p> <p>40. 店舗設備及び什器備品、並びに店舗運営又は管理用システムに関する設計、開発、仕入、賃貸、リース及び販売並びにそれらのメンテナンス業務</p> <p>41. フランチャイズ加盟店及び販売代理店の募集、統括、サポート及び教育指導</p> <p>42. フランチャイズ出店に関する市場調査、並びにフランチャイズ加盟店の経営計画及び店舗設計等に関する指導及び代行業務</p>

現行定款	変更案
<p>47. スポーツトレーナー及びスポーツインストラクターの育成</p> <p>48. 接骨院、整体院、鍼灸院、リラクゼーションサロン、エステサロン、介護施設、デイサービス施設の経営及びフランチャイズ事業</p> <p>49. 医療用機械器具、医療用具、医療用品の賃貸、販売及び管理</p> <p>50. 医療請求事務及び病院一般事務の受託業務</p> <p>51. 接骨院、鍼灸院、マッサージ院等の施術所及び介護施設等に対する以下の業務 ①～④（条文省略）</p> <p>52. コインランドリーの経営</p> <p>53. 上記各号に付帯及び関連する一切の業務</p> <p>2. 当社は、前項各号の事業及びこれに付帯又は関連する一切の事業、その他前項の目的を達成するために必要な事業を営むことができる。</p>	<p>43. スポーツトレーナー及びスポーツインストラクターの育成</p> <p>44. 接骨院、整体院、鍼灸院、リラクゼーションサロン、エステサロン、介護施設、デイサービス施設の経営及びフランチャイズ事業</p> <p>45. 医療用機械器具、医療用具、医療用品の賃貸、販売及び管理</p> <p>46. 医療請求事務及び病院一般事務の受託業務</p> <p>47. 接骨院、鍼灸院、マッサージ院等の施術所及び介護施設等に対する以下の業務 ①～④（現行どおり）</p> <p>48. コインランドリーの経営</p> <p>49. 上記各号に付帯及び関連する一切の業務</p> <p>2.（現行どおり）</p>
<p>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） 第19条 当社は、株主総会の招集の通知に際し、株主総会参考書類、計算書類、事業報告及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に提供したものとみなすことができる。</p>	<p>（削除）</p>
<p>（新設）</p>	<p>（株主総会資料の電子提供） 第19条 当社は、株主総会の招集に際し、会社法第325条の2に定める電子提供措置をとる。</p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち、法務省令で定めるものの全部又は一部について、基準日までに会社法第325条の5に定める書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないこととすることができる。</p>
<p>（新設）</p>	<p>附 則 変更前定款第19条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更後定款第19条（株主総会資料の電子提供）の新設は、2022年9月1日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日に開催する株主総会については、変更前定款第19条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</p> <p>3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日をもって、これを削除する。</p>

### 第3号議案 取締役1名選任の件

経営監督機能及び取締役会のダイバーシティ（多様性）面の強化を図るため女性の社外取締役1名を増員することとし、その選任をお願いするものであります。なお、新たに選任された取締役の任期は、当社の定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名	性別	現在の当社における地位・担当
----	----	----------------

やま ぐち うね み  
山口 敏美

新任

社外取締役候補者

独立役員

女性

—

やま ぐち うね み  
山口 敏美  
(1962年11月26日生)



新任

社外取締役候補者

独立役員

所有する当社株式の数

— 株

#### ■ 略歴、地位及び重要な兼職の状況

- 1985年4月 ジョンスワイヤエンドサンズ（ジャパン）リミテッド 入社
- 1993年6月 アップルコンピュータ(株)（現Apple Japan合同会社）営業本部 販売推進課 課長
- 1998年1月 コンパックコンピュータ(株)（現(株)日本HP） 経営企画統括本部 宣伝部 部長
- 2002年10月 日本ピープルソフト(株)（現日本オラクル(株)） マーケティング本部 部長
- 2003年7月 日本テレコム(株)（現ソフトバンク(株)） コンシューマ事業本部 マーケティング部 部長
- 2005年6月 (株)ロジクール 新規事業開発部 部長
- 2008年2月 日本マイクロソフト(株) ゼネラルビジネスマーケティング統括本部 統括本部長
- 2010年7月 EMCジャパン(株)（現デル・テクノロジーズ(株)） パートナー営業本部 パートナービジネス推進部 部長
- 2018年1月 リコージャパン(株) 執行役員 ICT事業本部 副事業本部長
- 2018年4月 リコーITソリューションズ(株) 取締役
- 2020年4月 U・アカデミー 代表（現任）

#### 【社外取締役候補者とした理由】

山口敏美氏は、ICT分野のグローバル企業におけるビジネスプランニング、マーケティング、プロジェクトマネジメント業務及び経営者としての豊富な経験から企業経営に通暁しており、経営全般はもとより当社グループの成長戦略や今後の事業展開において有益な助言をいただけるものと判断したため、社外取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、取締役、監査役、執行役員及び管理職・監督者の地位にある従業員（以下、「取締役等」という）並びに子会社の取締役等を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、取締役等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害賠償金や訴訟費用等を補填することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があり、これにより取締役等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。取締役候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
- なお、保険料は全額を当社が負担しております。契約期間は1年間であり、当該期間満了前に取締役会決議によりこれを更新する予定であります。
3. 社外取締役候補者である山口畝美氏が当社の社外取締役に選任された場合に果たすことが期待される役割
- 当社は、社外取締役に期待される役割・責務は、業務執行を担う経営陣が策定した経営計画及びその実現のための戦略が、経営陣から独立した一般株主の立場に立ち、是認できるのか否かという観点から検討を行い、他社における企業経営経験などの自らの知見に基づき有益な助言を行うこと、経営の成果の妥当性を検証・評価し、評価の結果を経営陣の選任・解任や報酬の決定に適正に反映させること、並びに取締役会の重要な意思決定及び経営陣の提案に、利益相反の問題がないか、判断に偏りがないか等の観点から監督することを期待しております。
4. 社外取締役との責任限定契約
- 山口畝美氏が社外取締役に就任した場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、30万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額といたします。
5. 独立役員について
- 山口畝美氏が当社の取締役に選任された場合には、東京証券取引所の定める独立役員となる予定であります。

(ご参考)

取締役候補者並びに現任取締役及び現任監査役の主なスキル（知識・能力・経験）・専門性

番号	氏名	当社における 地位・役割	主なスキル・専門性							
			企業経営	主要事業・ 業界経験	グローバル 経験	財務・ 会計	法務・ コンプライ アンス	人事・ 人材開発	IT・ デジタル	ESG (環境・社 会・ガバナ ンス)
1	高島 勇二	代表取締役会長 最高経営責任者 (CEO)	●	●					●	
2	安井 元康	代表取締役社長 最高執行責任者 (COO)	●	●	●	●				●
3	浅貝 武司	取締役 コーポレート 本部長	●				●	●		●
4	石戸 謙二	取締役 最高財務責任者 (CFO)	●			●	●			
5	浦 勝則	社外取締役 諮問委員	●				●			●
6	ギディオン・ フランクリン	社外取締役 諮問委員	●		●	●				●
7	宮谷 正一	社外取締役 諮問委員	●		●			●	●	●
8	山口 敏美	(新任候補者)	●	●	●			●	●	
9	堀 口 彰 一	常勤監査役		●			●		●	
10	麻生 裕之	社外監査役 諮問委員	●			●				●
11	保田 和磨	社外監査役 諮問委員	●		●			●		●

(注) 1. 上記の一覧表に掲げたスキルは、各人が有する全てのスキル・専門性を表すものではありません。

2. 8番が本議案の取締役候補者となります。

(ご参考)

## 社外取締役又は社外監査役を選任するための独立性に関する基準

当社は、社外取締役又は社外監査役（以下、併せて「社外役員」という）が、一般株主と利益相反を生じるおそれがなく、当社経営陣から独立性を有すると判断する基準として、以下の要件を定めております。

### 記

1. 社外役員は、当社及び当社の現在の関係会社（以下、併せて「当社グループ」という）の業務執行取締役又は執行役員、支配人その他の使用人（以下、総称して「業務執行者等」という）であってはならず、かつ、その就任の前10年間に於いて業務執行者等であった者、又はその配偶者、二親等内の親族若しくは同居の親族であってはならない。
2. 社外役員は、以下のいずれかに該当する者であってはならない。
  - ①当社の現在の主要株主（議決権所有割合10%以上の株主をいう。以下同じ）である会社の業務執行者等である者、又は過去5年間に於いて当該会社の業務執行者等であった者
  - ②当社が現在主要株主である会社の業務執行者等である者、又は過去5年間に於いて当該会社の業務執行者等であった者
  - ③過去5年間のいずれかの会計年度において、当社グループから1千万円以上の報酬又は業務、取引の対価等金銭その他の財産を直接受け取っている者  
なお、本人が間接的に受け取っている場合には、その実質について慎重に判断する。
  - ④過去5年間のいずれかの会計年度において、当社グループとの業務、取引の対価の支払額又は受取額が、その企業等の年間連結総売上高の2%以上を占める企業等の業務執行者等
  - ⑤過去5年間のいずれかの会計年度において、当社グループから1千万円以上の寄付又は助成を受けている企業等の業務執行者等
  - ⑥当社グループから取締役又は監査役を受け入れている企業等又はその子会社の業務執行者等
  - ⑦当社の資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関その他の大口債権者（以下、「大口債権者等」という）の業務執行者等、又は過去3年間に於いて当社の現在の大口債権者等の業務執行者等であった者
  - ⑧現在において当社グループの会計監査人である公認会計士又は監査法人の社員、パートナー又は従業員である者
  - ⑨過去3年間に於いて、当社グループの会計監査人であった公認会計士又は監査法人の社員、パートナー又は従業員であって当社グループの監査業務を実際に担当していた者（現在退職又は退所している者を含む）

- ⑩上記⑧又は⑨に該当しない弁護士、公認会計士又は税理士その他コンサルタントであって、過去3年間のいずれかの会計年度において、当社グループから年間1千万円以上の役員報酬以外の金銭その他の財産上の利益を得ている者
- ⑪上記⑧又は⑨に該当しない法律事務所、監査法人、税理士法人又はコンサルティング・ファームその他の専門的アドバイザー・ファーム（以下、併せて「ファーム」という）であって、直前の会計年度において連結総売上高の2%以上の支払を当社グループから受け、当社グループを主要な取引先とするファームの社員、パートナー又は従業員である者
- ⑫上記①から⑦に定める者（使用人を除く）の配偶者、二親等内の親族又は同居の親族、あるいはそれに類する者（それに類する者とは、個人的な利害関係を有するなど、独立役員としての職務を果たせないと合理的に認められる人間関係を有する者をいう。以下同じ）
- ⑬上記⑧から⑪に定める者の配偶者、二親等内の親族又は同居の親族、あるいはそれに類する者
3. 社外役員は、1. に該当する者と生計を一にする利害関係者であってはならない。
4. その他、社外役員は、独立役員としての職務を果たせないと合理的に認められる事情を有してはならない。
5. 社外役員は、1. 乃至4. に定める独立性・中立性の要件を、役員就任後も継続して確保するものとする。

以上

## 第4号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬制度に関する額及び一部改定の件

### 1. 提案の理由及びこれを相当とする理由

当社は、当社の取締役（社外取締役を除く。以下、断りがない限り、本議案において同じとします。）及び執行役員並びに当社の子会社の一部の取締役（社外取締役を除く。以下、総称して「対象役員」という。）に対する業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT（= Board Benefit Trust）」）（以下、「本制度」という。）を2020年6月24日開催の第22回定時株主総会においてご承認をいただき（以下、「原決議」といいます。）、導入しております。

本制度は、対象役員の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、対象役員が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。

今般、役員報酬制度を見直し、役員報酬の構成のうち本制度の割合を上げることで、中期経営計画における目標の達成度等に役員報酬水準をより一層連動させ、目標達成へのインセンティブを高めてまいります。これに伴い、下記2に記載のとおり1対象期間ごとに拠出する資金の上限及び対象役員に付与されるポイント数の上限を改定することについてご承認をお願いするものであります。

本議案は、以上のような目的によるものであり、当社としては、本議案の内容は必要かつ相当な内容であると判断しております。また、本議案をご承認いただいた場合、当社の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針をご承認後の内容と整合させるよう一部変更することを予定しております（事業報告33頁から41頁までをご参考ください）。

なお、現在、当社の取締役は4名（社外取締役を除く。）であり、本制度の対象となる当社の取締役は4名となります。

### 2. 改定内容

当社は、1対象期間（下記3.（4）において定義する3事業年度ごとの期間をいいます。）ごとに、当社株式等の給付を行うために必要となることが合理的に見込まれる数の当社株式を信託（以下、本制度に基づいて設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得することとしておりますが、当社の拠出する資金の上限を3億6,000万円（うち、当社の取締役分として2億1,000万円）から9億2,000万円（うち、当社の取締役分として5億4,000万円）に改定するとともに、対象役員に付与されるポイント数の合計の上限を1対象期間あたり45万ポイント（うち、当社の取締役分として25万5,000ポイント）から76万ポイント（うち、当社の取締役分として45万ポイント）に改定するものです。

### 3. 本制度改定後の概要

#### （1）概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が本信託を通じて取得され、対象役員に対して、当社が定める「役員株式給付規程」に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」という。）が本信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度です。

なお、対象役員が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として下記（4）の対象期間の終了後となります。



## (2) 本制度の対象者

当社の取締役及び執行役員並びに当社の子会社の一部の取締役（社外取締役は、本制度の対象外とします。）

## (3) 信託期間

2020年11月24日から本信託が終了するまで（なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続します。本制度は、当社株式の上場廃止、「役員株式給付規程」の廃止等により終了します。）

## (4) 信託金額（報酬等の額）

本議案をご承認いただくことを条件として、当社は、下記（6）及び（7）に従って当社株式等の給付を行うために必要となるものが合理的に見込まれる数の株式を本信託が一定期間分先行して取得するために必要となる資金を本信託に追加拠出いたします。本信託は下記（5）のとおり、当社が追加拠出する資金を原資として、当社株式を取得します。

具体的には、当社は、2023年3月末日で終了する事業年度から2025年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度（以下、3事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」という。）及びその後の各対象期間を対象として、対象役員への当社株式等の給付を行うため、本信託による当社株式の取得の原資として、以下の金銭を本信託に追加拠出いたします。

本制度が終了するまでの間、当社は、原則として対象期間ごとに、9億2,000万円（うち、当社の取締役分として5億4,000万円）を上限として本信託に追加拠出いたします。但し、かかる追加拠出を行う場合において、信託財産内に残存する当社株式（下記（6）の確定ポイント数に相当する当社株式で、対象役員に対する給付が未了であるものを除く。）及び金銭（以下、「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等の金額（当社株式については、直前の対象期間の末日における帳簿価額とします。）と追加拠出される金額の合計額は、9億2,000万円（うち、当社の取締役分として5億4,000万円）を上限とします。

なお、当社は、対象期間における拠出額の累計額が上述の各上限額に達するまでの範囲内において、複数回に分けて、本信託への資金の拠出を行うことができるものとします。当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

## (5) 当社株式の取得方法及び取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記（4）により拠出された資金を原資として、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施することとします。

本信託による当社株式の取得につき、その詳細は、適時適切に開示いたします。

## (6) 対象役員に給付される当社株式等の数の算定方法とその上限

対象役員には、各事業年度に関して、「役員株式給付規程」に基づき役位に応じて定まる数のポイントを付与します。対象役員に対し付与したポイントは、各対象期間終了後に、業績達成度に応じて調整します。対象役員に対する調整後のポイント数の合計は、各対象期間あたり76万ポイント（うち、当社の取締役分として45万ポイント）を上限とします。これは、現行の役員報酬の支給水準、対象役員の数等の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

なお、対象役員に付与し、調整したポイントは、下記（７）の当社株式等の給付に際し、１ポイント当たり当社普通株式１株に換算されます。（但し、本議案をご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に依りて、ポイント数の上限及び付与済みポイント数又は換算比率について合理的な調整を行います。）

下記（７）の当社株式等の給付に当たり基準となる対象役員のポイント数は、原則として、当該対象役員に各対象期間につき付与されたポイント数とします。（以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」という。）

#### （７） 当社株式等の給付

受益者要件を満たした対象役員は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記（６）に記載のところに従って定められる確定ポイント数に応じた数の当社株式について、対象期間終了後に本信託から給付を受けます。但し、「役員株式給付規程」に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。なお、金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

ポイントの付与を受けた対象役員であっても、株主総会又は取締役会において解任の決議をされた場合、在任中に一定の非違行為があったことに起因して退任した場合又は在任中に当社に損害が及ぶような不適切行為等があった場合は、給付を受ける権利を取得できないこととします。

#### （８） 議決権行使

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

#### （９） 配当の取扱い

本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、その時点で存在する対象役員に対して、各々が保有するポイント数に応じて、按分して給付されることとなります。

#### （１０） 信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、「役員株式給付規程」の廃止等の事由が発生した場合に終了します。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、すべて当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しております。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記（９）により対象役員に給付される金銭を除いた残額が当社に給付されます。

以上

## (添付書類)

# 事業報告

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当連結会計年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染再拡大に伴い、国内においても一部地域で継続的に緊急事態宣言等が発出される等、引き続き社会・経済活動に制約が出ている中、ウクライナ問題等の地政学リスクの高まりに伴う混乱や、世界的な物価上昇圧力及びそれに伴う生活コスト等の上昇の影響が下半期後半に向けて徐々に顕著になってくる等、景気の先行きは依然として不透明な状況が続いております。

当社グループの属するパソコン市場は、世界的なパソコン製造に係る原材料・部材不足の影響やサプライチェーンの混乱に加え、前々年における「Windows 7」OSサポート終了に伴う買替需要、前第1四半期連結会計期間を中心とした新型コロナウイルス感染症の拡大に伴うリモートワーク等の需要や、前第2四半期連結会計期間より顕著となった政府主導の「GIGAスクール構想」を中心とした一時的な大型需要増に伴う出荷に係る反動減等から、前年同期比で出荷台数は40.7%の減少、出荷金額は21.3%減少となる等、年間を通じて軟調に推移いたしました。

また、当社グループが事業展開を行う欧州各国及び東南アジア各国の状況について、欧州ではワクチンの普及と共に本格的な経済活動の再開を見据えた動きが活発化しつつある一方、新型コロナウイルス感染症の再拡大の影響が顕著であった東南アジアにおいては、複数の国で、再度数か月にわたるロックダウンが実施されたことにより、第2四半期連結累計期間（海外子会社の2021年1月～6月）の一部において事業活動に制約が出る等、引き続き予断を許さない状況が続いております。

このような状況下、当社グループの当連結会計年度の売上高は191,247百万円（前年同期比9.8%増）、営業利益は13,435百万円（同14.7%減）、経常利益は13,680百万円（同11.8%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は9,283百万円（同7.2%減）となり、増収の一方で減益となりましたが、売上高につきましては前述の通りの軟調な需要環境及び困難な調達環境下にもかかわらず、初めて1,900億円に到達し、過去最高を更新いたしました。一方で、営業利益につきましては原材料・部材不足やサプライチェーンの混乱、及びそれに伴う価格高騰の影響や、当連結会計年度より適用している「収益認識に関する会計基準」の影響に係るマイナスインパクトや、一部棚卸資産の評価損等の影響により、前年同期比で減益となりました。

セグメントごとの業績は、次のとおりであります。

(パソコン関連事業)

一般用途向けの普及モデルパソコン、高付加価値・特化型製品であるクリエイター向けパソコンやゲーミングパソコン等のBTO（受注生産）パソコン及び完成品パソコンの製造・販売、並びに「iiyama」ブランドによる汎用、デジタルサイネージ、タッチパネルの欧州におけるモニタ販売を中心に、コロナ禍において変化しつつあるマーケットニーズを的確に汲み取り、新製品・新サービスの投入を行うことで、積極的に事業を展開してまいりました。

国内パソコン関連事業におきましては、コロナ禍において特に需要の高い製品セグメントに注力した製品展開及び営業施策を展開すると共に、引き続きブランド認知の向上を目的としてテレビCM、Web広告等の広告宣伝活動を実施し、軟調に推移する市場環境下においても引き続き市場トレンド（出荷台数ベース）をアウトパフォームする事を目指してまいりました。その一方で、世界的なパソコン製造に係る原材料・部材不足の影響やサプライチェーンの混乱等による営業上の大幅な制約が年間を通じて継続したことに加え、前述の新会計基準適用の影響もあり、年間を通じて市場トレンドを継続してアウトパフォームした結果、売上高は増収となったものの、各利益については期初の想定の通り減益となっております。

欧州におきましては、原材料・部材不足の影響等を受けつつも、新型コロナウイルス感染症の影響が甚大であり、ロックダウン等の強固な政策が各国で採用されていた前年と比較すると事業環境が大幅に改善し、新型コロナウイルス感染症の営業に係る影響が限定的であったことに加え、引き続き現地における製品需要を注視しつつ、適切な製品展開や在庫確保に努めると共に事業展開する欧州各国において積極的な営業を行った結果、前年同期比で増収増益にて着地いたしました。

以上の結果、当事業における当連結会計年度の売上高は187,162百万円（前年同期比9.6%増）、営業利益は14,352百万円（同16.7%減）となりました。

(総合エンターテインメント事業)

「aprecio」ブランドで複合カフェ店舗の運営や「MIRA fitness」ブランドによる24時間フィットネスジムの運営等を行っております。当連結会計年度においても引き続き新型コロナウイルス感染症拡大の影響による緊急事態宣言等の発出の継続が事業環境に不透明感をもたらし、各種提供サービスにおける利用者数の伸び悩み等が継続しておりますが、前年度に実施した各種コストカット施策等の構造改革の成果や各種営業施策の効果もあり、主力事業である複合カフェ事業の赤字が大幅に減少するとともに、引き続き24時間フィットネス事業も堅調に推移したことから、当事業における当連結会計年度の売上高は4,093百万円（前年同期比21.1%

増)、営業損失は174百万円（前年同期は867百万円の営業損失）となり、赤字が継続しているものの、前年同期と比較すると赤字幅は大幅に縮小しております。

- ② 設備投資の状況  
特に記載すべき事項はございません。
- ③ 資金調達の状況  
当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため、主要取引金融機関と貸出コミットメントライン契約を締結しております。当該契約に基づく当社及び連結子会社に係る貸出コミットメントラインの総額は15億円であります。
- ④ 重要な企業再編等の状況  
特に記載すべき事項はございません。

## (2) 財産及び損益の状況

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第21期 2019年3月期	第22期 2020年3月期	第23期 2021年3月期	第24期 (当連結会計年度) 2022年3月期
売上高 (百万円)	137,264	153,734	174,173	191,247
経常利益 (百万円)	9,690	13,785	15,510	13,680
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	6,655	7,527	10,005	9,283
1株当たり当期純利益 (円)	67.89	76.73	101.98	94.63
総資産 (百万円)	73,035	77,248	87,356	95,223
純資産 (百万円)	39,327	44,194	52,325	59,281
1株当たり純資産 (円)	392.40	441.57	525.11	595.12

(注) 1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産は、「株式給付信託 (BBT)」が保有する当社株式を期中平均株式数及び期末発行済株式総数の計算において控除する自己株式を含めております。

## ② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第21期 2019年3月期	第22期 2020年3月期	第23期 2021年3月期	第24期 (当期) 2022年3月期
売上高 (百万円)	1,978	8,703	7,743	7,142
経常利益 (百万円)	948	7,615	6,600	5,870
当期純利益 (百万円)	902	5,932	4,389	5,754
1株当たり当期純利益 (円)	9.20	60.47	44.74	58.66
総資産 (百万円)	20,590	24,704	27,171	28,946
純資産 (百万円)	15,606	19,544	21,630	24,321
1株当たり純資産 (円)	159.11	199.21	220.47	247.96

(注) 1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産は、「株式給付信託 (BBT)」が保有する当社株式を期中平均株式数及び期末発行済株式総数の計算において控除する自己株式を含めております。

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社の状況

該当事項はございません。

### ② 重要な子会社の状況 (2022年3月31日現在)

会 社 名	本社所在地	資 本 金	議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社マウスコンピューター	東京都千代田区	百万円 100	100.0%	PC及びPC周辺機器の企画・開発・製造・販売
テックウインド株式会社	東京都文京区	百万円 499	100.0%	PC部品及びPC周辺機器卸売業
iiyama Benelux B.V.	オランダ	千ユーロ 75	100.0%	海外におけるモニタ及び周辺機器の企画・開発・販売
株式会社ユニットコム	大阪府大阪市浪速区	百万円 98	100.0%	PC及びPC周辺機器の製造及び販売
株式会社aprecio	東京都中央区	百万円 70	99.9%	複合カフェ及びフィットネスクラブ事業の運営
R-Logic International Pte Ltd	シンガポール	千シンガポールドル 18,448	60.0%	PC及びモニタ等のIT機器の修理・サポート

### ③ 特定完全子会社の状況 (2022年3月31日現在)

該当事項はございません。

#### (4) 対処すべき課題

当社グループは、2022年3月期を最終年度とする3か年の「中期経営計画」（以下、「現中期経営計画」という）等において発表のとおり、既存ビジネスであるパソコンやモニタ、その他周辺機器等の事業拡大に引き続き注力しつつも、「取扱うハードウェア多様化」に加え「ハードウェアに関連する各種サービス事業への進出」の2軸での成長を長期的な経営ビジョンとして掲げております。

パソコンを含むハードウェア全般を取り巻く環境は、ユーザーニーズの多様化を始めユーザーにとっての選択肢の充実やハードウェアに参入する企業の多様化などにより、以前よりも複雑化しております。

その様な中、当社グループとしましても、パソコン市場のみの動向にとらわれず、パソコンをハードウェアの一部として捉え、多様化・複雑化するハードウェア市場全般に如何に対応していくかを考える必要があると認識しております。

また、コンテンツやソフトウェア等の利用用途により必要とされるハードウェアの種類や形態が変化する動きもある中で、ハードとソフトの相互依存関係はこれまで以上に高まっております。そのため、当社グループはハードウェア全般の動きを注視するとともに、関連するコンテンツやソフトウェアの動向にも今まで以上に注意を払うべきであると考えております。

その様な経営環境認識に基づき、当社グループは今後の長期的な事業の方向性として、当社グループにて取扱うハードウェアの種類の特充による既存のパソコンを中心とするハードウェア事業の強化及びハードウェアと親和性の高い新規領域であるコンテンツなどのサービス分野の強化を掲げ、ハードウェア及びサービス分野双方からの相乗効果による企業価値の最大化を目指しております。

「現中期経営計画」においては、国内においては「Windows 7」更新需要が一巡後、欧州においては英国のEU離脱問題の交渉の行方や進捗を鑑みて、その事業を取り巻く環境が以前よりも悪化する事を想定し、「着実な事業拡大に向け、成長と投資のバランスを図るフェーズ」として位置づけ、「前中期経営計画において高まった既存事業の収益性の維持と収益基盤の強化」及び「高めた収益を将来の成長の為の基盤作りに投資する」という事を事業運営の指針として経営に邁進してまいりました。

しかしながら現中期経営計画初年度である2020年3月期第4四半期より顕在化した新型コロナウイルス感染症の影響により、事業環境の前提や当社グループを取り巻く事業環境に大きな変化が生じた為、中長期の経営ビジョンや目指す方向性の修正は無いものの、以降においては「不確実性への対応」を優先し、大型M&Aや新規事業への参入等、多額のキャッシュアウトを伴う活動や投資に対する想定されるリターンの時間軸が長期に亘る活動を一旦休止するとともに、既存

リソースを活用した既存事業の基盤強化に加え、来期以降の成長の芽を育てるべく既存事業内におけるユーザーの囲い込み施策や新製品・サービスの投入に加え、より長期における経営基盤の強化を目的とし、当社グループとしてのESG活動に係る方針の策定や実行等の活動を行ってまいりました。

今後につきましては、事業環境を慎重に分析しつつも、既存事業の成長基盤を強固なものとし、事業環境に関わらず着実に稼ぐ力の確立を図るとともに、将来の成長を支えるための営業網や社内システムなどの各種基盤整備に加え、新たな成長軸の確立及び長期的な経営ビジョンの達成を念頭に「製品・サービス軸」の強化及び「バリューチェーン軸」の強化、並びに新規事業という3つの切り口において、日本のみならず、既に事業基盤のある欧州や東南アジア地域をはじめ、グローバルな視点でM&Aやアライアンス戦略を駆使してグループとしての成長を模索してまいります。

その様な目指す事業の方向性及び実行手段を鑑みた際に、当社グループとして重点的に取り組む課題は、以下のとおりとなります。

#### ① 経営管理全般に係る課題

当社は、個々の事業会社の集合体としての側面と事業会社を束ねる持株会社としての側面の両方を兼ね備えており、前者においては収益性の管理を、また後者においては既存及び新規の事業ポートフォリオ管理を如何に効率的に行うかという、両側面でのバランスを取る事が求められます。そのため、当社は持続的な企業価値の向上につながる収益性の管理に加え、積極的な事業投資と財務の健全性の両立及び利益成長に応じた株主還元強化を図るべく、6つの指標（営業利益率、ROIC、ROE、配当性向、総還元性向、DOE）を経営上重要視する指標（以下、「重要指標」という）として採用しております。これらの指標管理を通じて、既存及び新規事業における収益性管理、投下資本に対するリターン、資本効率を意識した経営を行い、既存事業及び新規事業・投資に係る事業ポートフォリオ管理を行うとともに、持続的な株主還元強化を図ってまいります。

そのために、グループ各社の収益性管理の更なる強化、適切なバランスシートマネジメント、将来を見据えた資本政策に加え、今後立案・実行するM&A等においても、中期経営計画等に掲げる戦略的方向性を前提としつつ、重要指標を念頭に置いた綿密な計画に基づく実行及び管理の下に推進してまいります。



## ② 事業環境等に係る課題

当社グループは日本、欧州及び東南アジアにおいて事業を展開しており、日本及び展開している各国及び地域の景気や企業業績、個人消費動向等の経済環境の他、各国における自然災害等が当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

当事業年度及び現時点においても新型コロナウイルス感染症の影響により目まぐるしく変化する事業環境への対応や、世界的な原材料・部材不足、サプライチェーンの混乱や物価上昇圧力に係る影響、ウクライナ情勢をはじめとする地政学リスクへの対応など事業規模及び事業展開エリアの拡大とともに世界各国における様々な経済環境・自然災害等の影響への対処がより一層求められております。

このような事業環境の悪化を受けても、迅速な経営の意思決定を通じてその影響を最小限に抑え、尚且つその中においても将来の事業拡大の糧となりうる活動についてはできる範囲で継続し、「守り」である短期的な対処策と、「攻め」である長期的な目線の双方のバランスをとりつつ、事業運営を行ってまいります。

## ③ 中長期ビジョンの実現に向けたM&A・ベンチャー投資等のアライアンス戦略に係る課題

当社グループの既存事業強化又は既存事業とシナジーを見込める企業群とのアライアンス推進にあたっては、既存事業の現在の状況及び今後の方向性に基づいた注力すべき事業領域の明確な設定に加え、対象となる企業のソーシング活動の強化、案件の見極め、既存事業との連携強化の推進、収益性・採算性管理の強化等が常に求められます。そのため当社では中期経営計画等において、向かうべき方向性やそれに基づく投資方針を明確化するとともに、各事業における課題抽出や成長機会の模索を定期的に行い、中期経営計画等の方針に沿ったテーマの設定を行うとともに、上記①において掲げる重要指標を念頭に今後のアライアンス戦略の立案等を行ってまいります。

## ④ 事業推進にあたっての人材の確保・育成に係る課題

当社グループが現在その事業の中核に据えるハードウェアはもとより、今後の強化領域であるコンテンツなどのサービス分野においても、その事業活動は国内にとどまらず、競争環境やイノベーションの芽はグローバルレベルで考慮する必要があります。

その様な中、グローバルな事業展開及び情報収集を支えるためのグローバル人材の確保・育成に注力するとともに、多様な人材がより一層活躍できる環境と体制の整備を進めてまいります。

また、当社の事業領域が今後も拡大していくことを鑑みて、併せて次世代を担う経営人材の強化・育成にも注力してまいります。

## ⑤ 各セグメントにおける課題・取組み

### <パソコン関連事業>

パソコン関連事業においては、ユーザーニーズや技術・価格動向をいち早く察知する情報収集能力、そしてそれらの情報を瞬時に製品に反映する経営のスピード感と柔軟性が求められます。

また、パソコンのコモディティ化が進む現状においては、ユーザーニーズ等の見極めに加え、他社製品との明確な差別化が必須であり、製品面、ブランド面の双方において認知度の向上による顧客層の拡充やマーケットシェアの拡大にも、積極的に取り組む必要があると認識しております。

加えまして、コロナ禍において特に物不足や入手までの時間軸の長期化が顕著となりつつあるパソコン製造に係る原材料及び関連するパーツにつきましても、タイムリーな調達や適正価格による調達に加え、販売動向を見据えた在庫管理の重要性が以前にも増して求められており、部材調達の平準化及び安定化が今後の当社グループの業績を大きく左右する要素となっており、対処すべき重要な課題であると認識しております。

#### (パソコン本体の製造・販売)

パソコン本体の国内販売市場は成熟化が進行し、競合他社・競合製品が依然として多いことから、パソコン製造・販売を行う子会社においては、ユーザーニーズや技術動向を常に把握するとともに、価格・性能・品質・外観に加え、顧客サポート体制の拡充といった各要素のトータルバランスを常に考慮し、競合他社・製品に対して総合的な差別化を図っていく必要があります。

当社グループのBTOメーカーとしてのメリットやこれまで培ってきた経験を最大限に活かし、調達やサプライチェーンの混乱に加え、急激なユーザーニーズの変化等にも対応し、その中で商機を掴み取るべく機動的で柔軟な原材料調達や在庫管理の強化を行いつつも、革新的な製品、ユーザーニーズにあった製品をタイムリーに投入する体制を今後も維持・強化してまいります。

#### (パソコンパーツの卸売・販売)

パソコンパーツは技術革新が早く、市場投入後、時間の経過とともに価値が減少していく傾向があるため、市場動向を見極め、必要な商材をタイムリーに、かつロスなく調達するとともに、各販売先とのリレーションを密にし、鮮度の高い時期により多くの数量を販売できる体制を確保する必要があります。

各種販売ツールの提供や販売イベント等、各販売先における取扱商材の訴求力向上を支援するとともに、法人顧客をはじめとする安定的な販売先の獲得、粗利率の向上に向け、営業努力を重ねてまいります。また、価格競争を避けるべく、本事業においては独自製品の開拓・販売が重要な要素となっていることから、継続して新規商材の発掘に注力してまいります。

(モニタの開発・販売)

モニタ市場においても、パソコン本体と同様に成熟化が進行していることから、価格・性能・品質・外観等のトータルバランスを考慮しつつ、競合他社・製品に対して総合的な差別化を図る必要があります。

また、欧州地域においては、欧州経済の動向や地政学的なリスクを十分に考慮し、各地域における需要動向及びトレンドを見極めながら事業を展開していく必要があります。

ブランド認知度の更なる向上を目指しつつ、汎用モニタをはじめ、産業用タッチパネルモニタ及びデジタルサイネージ製品の販売網を拡大するとともに、原材料調達の強化や適正な在庫管理の徹底を通じて引き続き収益の安定化、多様化を図ってまいります。

#### <総合エンターテインメント事業>

総合エンターテインメント事業においては、主に「aprecio」ブランドで、複合カフェ店舗の運営や「MIRA fitness」ブランドによる24時間フィットネスジムの運営等を中心に店舗型ビジネスの運営を行っております。

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、行政からの休業・時間短縮営業の要請に加え、外出の自粛気運の強まりや余暇の過ごし方の変化を受け、提供するサービスの利用人数に大きな影響が出ております。

主力となるいわゆる「ネットカフェ」業界は新型コロナウイルス感染症の拡大以前より縮小傾向にあり、競合他社との差別化や、集客数の安定的確保が課題となっています。

各地域や店舗ごとに顧客の年齢層やニーズが異なるため、会員情報に基づくマーケティング活動を効果的に実施し、地域特性や店舗立地に応じたサービスの展開や顧客属性に即したコンテンツの拡充を行うこと等で顧客満足度の向上を促し、新規顧客の獲得及び会員顧客のリピート率向上に繋げてまいります。

また、その一方で引き続き24時間フィットネス事業等、自社の持つ強みである会員ビジネスに係るノウハウや店舗運営能力を活かした新規事業の模索による新たな収益源の確立に加え、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、より一層のコスト管理の徹底にも注力してまいります。

上記の他、当社及び当社グループの事業運営上想定されるリスク要因を常に考慮し、迅速な意思決定に基づく効率的経営を行い、当社グループの企業価値の最大化に向けて邁進してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご指導ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

## (5) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

当社グループは、当社（株式会社MCJ）及び連結子会社20社の計21社で構成されており、パソコン関連事業、総合エンターテインメント事業の2セグメントに分類される事業を展開しております。

### ① パソコン関連事業

パソコン本体の製造・販売、パソコンパーツの卸売・販売、モニタの開発・販売等を行っております。

該当会社は、当社連結子会社である株式会社マウスコンピューター、株式会社ユニットコム（及びその国内子会社1社（※注1））、テックウインド株式会社（及びその国内子会社2社（※注2））、iiyama Benelux B.V.（及びその海外子会社4社（※注3））、R-Logic International Pte Ltd（及びその海外子会社6社（※注4））となります。

### ② 総合エンターテインメント事業

「aprecio」ブランドで複合カフェ店舗の運営及び「MIRA fitness」ブランドでフィットネスクラブの運営等を行っております。

該当会社は、当社連結子会社である株式会社aprecio及び株式会社MIDになります。

※注1 国内子会社1社とは、株式会社アークをいいます。

※注2 国内子会社2社とは、株式会社アユート及びソルナック株式会社をいいます。

※注3 海外子会社4社とは、iiyama Deutschland GmbH（ドイツ）、iiyama France SARL（フランス）、iiyama(UK) Ltd.（イギリス）、iiyama Polska Sp.zo.o（ポーランド）をいいます。

※注4 海外子会社6社とは、宏瑞电子科技（上海）有限公司（中国）、PT RLogic Technology Indonesia（インドネシア）、R-Logic Technology Services India Private Limited（インド）、Disc Technology Services Private Limited（インド）、R Logic Customer Care Services Sdn. Bhd.（マレーシア）、R-Logic Sdn. Bhd.（マレーシア）をいいます。

## (6) 主要な営業所及び工場 (2022年3月31日現在)

### ① 当社

本 社	埼玉県春日部市
東京本社	東京都千代田区

### ② 主要な子会社

会 社 名	主要な営業所及び工場
株式会社マウスコンピューター	本社 (東京都千代田区) 飯山工場 (長野県飯山市) 埼玉サービスセンター (埼玉県春日部市) 沖縄コールセンター (沖縄県沖縄市) 米子コールセンター (鳥取県米子市) ダイレクトショップ8店 (東京都千代田区他)
テックウインド株式会社	本社 (東京都文京区) アッセンブリセンター (埼玉県春日部市)
iiyama Benelux B.V.	本社 (オランダ)
株式会社ユニットコム	本社 (大阪府大阪市浪速区) 東京本社 (東京都千代田区) 店舗73店 (大阪府大阪市浪速区他)
株式会社aprecio	本社 (東京都中央区) 複合カフェ直営店23店 (東京都新宿区他) フィットネスクラブ29店 (東京都世田谷区他) ※1 接骨院14店
R-Logic International Pte Ltd	本社 (シンガポール)

(注) 株式会社aprecioの複合カフェ直営店23店舗及びフィットネスクラブ29店のうち2店については、複合カフェ・フィットネスクラブ併設店となり、それぞれ1店舗として記載しております。

## (7) 使用人の状況 (2022年3月31日現在)

### ① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前 連 結 会 計 年 度 末 比 増 減
2,169名 (1,430名)	12名増 (28名減)

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

### ② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前 事 業 年 度 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
51名 (5名)	4名増 (-)	38.1歳	4.7年

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

## (8) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	6,311百万円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	1,835百万円
株 式 会 社 三 菱 UFJ 銀 行	1,433百万円
株 式 会 社 り そ な 銀 行	969百万円

## (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はございません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2022年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 302,743,200株
- ② 発行済株式の総数 101,774,700株 (自己株式3,469,571株を含む)
- ③ 株主数 14,585名
- ④ 大株主 (上位10名)

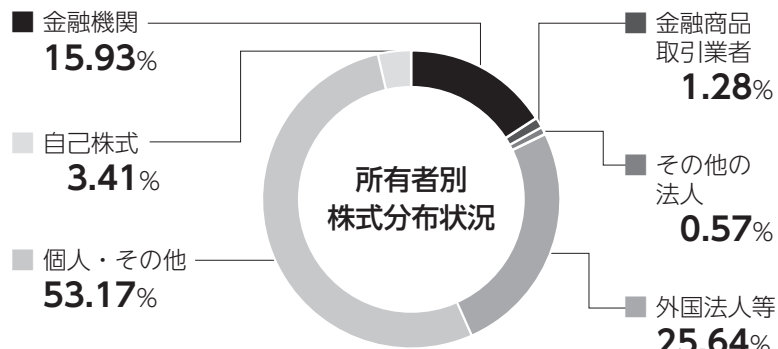
株主名	持株数	持株比率
高島 勇二	32,441,660株	33.00%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	6,345,000株	6.45%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	5,899,500株	6.00%
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND (PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO)	2,056,550株	2.09%
STATE STREET BANK AND TRUST CLIENT OMNIBUS ACCOUNT OM02 505002	1,833,000株	1.86%
野村信託銀行株式会社 (投信口)	1,683,500株	1.71%
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	1,636,004株	1.66%
浅貝 武司	1,187,300株	1.20%
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140042	1,027,094株	1.04%
GOVERNMENT OF NORWAY	1,022,457株	1.04%

- (注) 1. 当社は、自己株式を3,469,571株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。  
 2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。  
 3. 当社は業績連動型株式報酬制度「株式給付信託(BBT)」(以下、「BBT」という)を導入しており、株式会社日本カストディ銀行(信託E口)(以下、「信託E口」という)が当社株式218,400株を取得しております。なお、信託E口が所有する当社株式については、自己株式に含めておりません。

- ⑤ 当事業年度中に当社役員に対し職務執行の対価として交付した株式の状況  
 該当事項はございません。

⑥ その他株式等に関する重要な事項

当社は、2020年6月24日開催の第22回定時株主総会決議に基づき、当社の取締役（社外取締役を除く）及び執行役員並びに当社の子会社の一部の取締役に対する業績連動型株式報酬制度であるBBTを導入しております。当事業年度中に本制度の対象となる執行役員を新たに3名選定したことから、2021年8月5日開催の当社取締役会決議に基づき、信託E口に対し追加拠出を行い、新たに22,800株を取得いたしました。



(2) 新株予約権等の状況

該当事項はございません。



### (3) 会社役員の状況

#### ① 取締役及び監査役の状況（2022年3月31日現在）

地 位	氏 名	重要な兼職の状況
代表取締役会長 最高経営責任者 (CEO)	高 島 勇 二	公益財団法人高島科学技術振興財団 代表理事
代表取締役社長 最高執行責任者 (COO)	安 井 元 康	R-Logic International Pte Ltd 取締役 株式会社ユニットコム 取締役 iiyama Benelux B.V. 取締役
取締役 コーポレート本部長	浅 貝 武 司	株式会社マウスコンピューター 取締役 株式会社aprecio 取締役 株式会社MID 取締役
取締役 最高財務責任者 (CFO)	石 戸 謙 二	株式会社ユニットコム 取締役 テックウインド株式会社 取締役 株式会社アコート 取締役 株式会社aprecio 取締役 株式会社MID 取締役
取 締 役	浦 勝 則	東京丸の内法律事務所 パートナー弁護士 株式会社スタイルポート 社外取締役（監査等委員） 株式会社フィードフォース 社外取締役（監査等委員） FANTAS technology株式会社 社外監査役 株式会社ガイア 代表取締役 株式会社CAPITA 社外取締役（監査等委員）
取 締 役	ギディオン・フランクリン	Gideon Franklin Limited 最高経営責任者（CEO） Culham Prints and Drawings Ltd 最高経営責任者（CEO） UMI Technology Holdings PLC 社外取締役
取 締 役	宮 谷 正 一	MMグループホールディングス株式会社 代表取締役社長 MMクリエイティブコネクト株式会社 代表取締役社長
常 勤 監 査 役	堀 口 彰 一	株式会社マウスコンピューター 監査役 株式会社ユニットコム 監査役 株式会社aprecio 監査役 株式会社MID 監査役 株式会社アーク 監査役
監 査 役	麻 生 裕 之	麻生税理士事務所 所長 株式会社マウスコンピューター 監査役 テックウインド株式会社 監査役 株式会社グラスキューブ 社外監査役 株式会社スタジオプロス 社外監査役 一般社団法人日本パーフェクト整体普及協会 理事
監 査 役	保 田 和 磨	

- (注) 1. 取締役浦勝則氏、ギディオン・フランクリン氏及び宮谷正一氏は、社外取締役であります。  
2. 監査役麻生裕之氏及び保田和磨氏は、社外監査役であります。  
3. 監査役麻生裕之氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

4. 監査役保田和磨氏は、他社における取締役の経験から、企業経営に通暁しており、また、金融及び財務に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は、取締役浦勝則、ギディオン・フランクリン及び宮谷正一の各氏、並びに監査役麻生裕之及び保田和磨の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 当事業年度中の役員の変動
  - ・2021年6月24日開催の第23回定時株主総会において、宮谷正一氏が新たに取締役に選任され、就任いたしました。
  - ・取締役松村矩雄氏は、2021年6月24日開催の第23回定時株主総会をもって、任期満了により退任いたしました。

## ② 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役浦勝則、ギディオン・フランクリン及び宮谷正一の各氏、並びに社外監査役麻生裕之及び保田和磨の両氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、30万円又は法令が規定する額のいずれか高い額としております。

## ③ 補償契約の内容の概要

該当事項はございません。

## ④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役、監査役、執行役員及び管理職・監督者の地位にある従業員（以下、「取締役等」という）並びに子会社の取締役等を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、取締役等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害賠償金や訴訟費用等を補填することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があり、これにより取締役等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

なお、保険料は全額を当社が負担しております。契約期間は1年間であり、当該期間満了前に取締役会決議によりこれを更新する予定であります。

⑤ 取締役及び監査役の報酬等  
イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	支給人員 (名)	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		
			基本報酬 (固定報酬)	業績連動報酬等 (役員賞与)	非金銭報酬等 (業績連動型株式報酬)
取締役 (うち社外取締役)	8 (4)	362 (17)	146 (17)	165 (-)	51 (-)
監査役 (うち社外監査役)	3 (2)	20 (11)	20 (11)	- (-)	- (-)
合計 (うち社外役員)	11 (6)	382 (28)	166 (28)	165 (-)	51 (-)

- (注) 1. 2022年3月31日現在の取締役の員数は7名、監査役の員数は3名であります。上記取締役の員数と相違しておりますのは、2021年6月24日開催の第23回定時株主総会をもって、任期満了により退任した取締役1名を含んでいるためであります。
2. 上記の役員賞与の総額は、当事業年度に係る役員賞与支給予定額となり、報酬等の総額にはその金額が含まれておりません。
3. 非金銭報酬等の総額は、業績連動型株式報酬として当事業年度に費用計上した額であり、実際の支給額とは異なります。

ロ. 取締役及び監査役の報酬等の決定方針 (概要)

当社は、「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」(以下、「本方針」という)を「諮問委員会」に諮問し、その答申を反映した上で、取締役会の決議により定めております。その概要は以下のとおりとなり、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬は、社外役員で構成される任意の委員会である「諮問委員会」に原案を諮問し、「諮問委員会」が原案について本方針との整合性を含めた多角的な検討を行い、その答申を反映した上で、取締役会の決議により決定していることから、本方針に沿うものであると判断しております。

当社の取締役の報酬(基本報酬及び役員賞与)は、2021年6月24日開催の第23回定時株主総会(決議時点における取締役の員数:7名。うち社外取締役3名)において年額500百万円以内(うち社外取締役分は年額50百万円以内、但し、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない)、業績連動型株式報酬は、2020年6月24日開催の第22回定時株主総会(決議時点における取締役の員数:7名。うち社外取締役3名)において、上記報酬限度額とは別枠で、当社が設定した信託を通じて、取締役(社外取締役を除く、以下「対象取締役」という)に当社普通株式(以下、「当社株式」という)及び当社株式の時価に相当する額の金銭(以下、「当社株式等」という)を給付するために、2021年3月末日で終了する事業年度から2022年3月末日で終了する2事業年度(以下、当該2事業年度の期間を「当初対象期間」という)の職務執行

に係る報酬として、240百万円（うち当社取締役分として140百万円）を上限として金銭を拠出すること、及び当初対象期間の経過後に開始する3事業年度ごとの期間（以下、それぞれ「対象期間」という）の職務執行に係る報酬として、360百万円（うち当社取締役分として210百万円）を上限として金銭を拠出することを決議いただいております、それぞれ報酬限度額の範囲内で、各取締役の責任と業績に対する貢献に応じて決定します。

なお、2022年6月24日開催の第24回定時株主総会（以下、「本株主総会」という）第4号議案「取締役に対する業績連動型株式報酬制度に関する額及び一部改定の件」が承認可決された場合には、1対象期間ごとに職務執行に係る報酬として拠出する金銭の上限額を9億2,000万円（うち、当社の取締役分として5億4,000万円）に変更いたします。

但し、上記報酬限度額の変更又は報酬限度額を超える報酬を支給する場合には、報酬に係る議案を株主総会に上程し承認を受けるものとします。

なお、社外取締役については、業務執行から独立した立場であることから、基本報酬のみとしております。

当社の監査役の報酬は、2000年10月2日開催の臨時株主総会（決議時点における監査役の員数：1名）において年額50百万円以内と決議いただいております、その報酬限度額の範囲内で、各監査役の責任に応じて監査役の協議により監査役会において決定されます。

なお、監査役の報酬は、社外取締役と同様に業務執行から独立した立場であることから、基本報酬のみとしております。

#### 【報酬等の内容及び種類毎の割合（比率）の決定方法】

取締役の報酬は、①固定報酬である基本報酬、業績連動報酬である②役員賞与及び③業績連動型株式報酬、並びに④有償ストックオプションで構成され、報酬額決定の透明性及び公平性を確保するため、本方針に従い、社外役員で構成される任意の委員会である「諮問委員会」に諮問し、その答申を反映した上で、取締役会にて協議し決定します。

取締役の報酬の水準は、業容・経営環境の変化及び外部の役員報酬に係る調査データ等を勘案し決定します。

報酬改定の時期は、毎年7月を基本とするが、毎年改定することを前提とはしておりません。

取締役に対する基本報酬、役員賞与及び業績連動型株式報酬の割合は、業績連動報酬に係る目標達成率を100%とした場合、職位平均で基本報酬62%、役員賞与26%、業績連動型株式報酬12%となります。

また、2022年7月に報酬構成を見直すことを予定しており、見直し後の取締役の報酬の割合は、業績連動報酬に係る目標達成率を100%とした場合、職位平均で基本報酬60%、役員賞与20%、業績連動型株式報酬20%となります。

その他、本方針に定めのない事項については、「諮問委員会」に諮問し、その答申を反映した上で、取締役会にて協議し決定します。

### 【報酬等の種類、内容、支給時期及び目的】

#### ① 基本報酬（固定報酬）

基本報酬は、期待する責任（役位・役割）、個人の経験や同等の職業機会を考慮して報酬額を設定し、毎月（但し、定期同額給与の場合は翌事業年度の6月）現金で支給します。

（目的）優秀な人材を確保、リテンション（引き留め）を図るため、安定的な収入源を提供すること。

#### ② 業績連動金銭賞与（役員賞与）

役員賞与は、連結年度予算の達成状況を基準に各取締役の業務執行状況等を総合的に評価し、ゼロベースで支給額を決定し、翌事業年度の6月に現金で支給します。

（目的）企業価値向上のインセンティブかつ業績目標達成の褒賞としての役割。

#### ③ 非金銭報酬（業績連動型株式報酬）

業績連動型株式報酬は、企業価値の向上及びそれに伴う株価上昇に対するインセンティブプランとして、役位や業績目標の達成度等に応じて、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭を給付するものであり、付与対象者には、当社の執行役員並びに当社の子会社の一部の取締役（社外取締役を除く、以下「子会社取締役」という）を含み、当初対象期間又は対象期間終了直後の当社の定時株主総会開催日（以下、「権利確定日」という）に、対象取締役に付与した基礎ポイントを対象期間における業績に応じて調整し、支給額を確定し、権利確定日の属する月の翌月の25日（金融機関の休業日の場合にあつてはその前営業日）に支給します。

（目的）企業価値向上に向けた長期的なインセンティブであり、対象取締役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にすることで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高め、株価上昇に対するインセンティブを株主様と共有する報酬プラン。

#### ④ 有償ストックオプション

有償ストックオプションは、当社従業員の自社株式保有を促進し、企業価値の向上及びそれに伴う株価上昇に対するインセンティブを株主様と共有するプランとして採用しており、付与対象者には、当社の執行役員並びに子会社取締役を含みます。

付与のタイミングについては、取締役の自社株保有状況などの必要性を勘案の上、随時決定します。

(目的) 企業価値向上に向けた長期的なインセンティブであり、株価上昇に対するインセンティブを株主様と共有する報酬プラン。

**【業績連動報酬に係る業績指標等（以下、「算定指標」という）の内容及び額又は数の算定方法の決定方針】**

当社は、個々の事業会社の集合体としての側面と事業会社を束ねる持株会社としての側面の両方を兼ね備えており、前者においては収益性の管理を、また後者においては既存及び新規の事業ポートフォリオ管理を如何に効率的に行うかという、両側面でのバランスを取る事が求められております。そのため、当社は持続的な企業価値の向上につながる収益性の管理に加え、積極的な事業投資と財務の健全性の両立及び利益成長に応じた株主還元強化を図るべく、6つの指標（営業利益率、ROIC、ROE、配当性向、総還元性向、DOE）を経営上重要視する指標（以下、「重要指標」という）と定めており、算定指標の決定に際しては、「重要指標」のいずれか又はその他算定指標に適していると取締役会が判断した指標を採用することとしております。

算定指標の選定、その額又は数の設定などの算定方法の決定に際しては、「諮問委員会」に諮問し、その答申を反映した上で、取締役会にて協議し決定します。

##### 1) 業績連動金銭賞与（役員賞与）

役員賞与の算定指標として採用している業績指標は、「連結売上高」・「連結営業利益」・「ROIC」（以下、「3指標」という）であり、3指標を選択した理由は、「連結営業利益」及び「ROIC」については、当社が定める重要指標であることから採用しており、「連結売上高」については、売上高は、企業の成長性や規模の拡大を測る尺度であり、当社グループの単年度予算管理上重要視する指標の1つとして、子会社各社の業績管理にも使用していることから採用しております。

役員賞与の額の決定方法は、上記②業績連動金銭賞与（役員賞与）の項目に記載した方法で常勤取締役間の協議により各取締役に対する支給額案（原案）を算出した後、「諮問委員会」に諮問し、その答申を反映した上で、取締役会にて協議し決定しております。

なお、当事業年度における3指標の評価上の基準値は、「連結売上高」及び「連結営業利益」については、当事業年度の期初予算値である連結売上高168,400百万円、連結営業利益14,700百万円、「ROIC」については「中期経営計画」において設定した12%であり、各指標の評価基準値に対する達成率又は上昇率を支給額算定において使用しております。

当事業年度の連結売上高の実績（達成率）は、191,247百万円（113.6%）、連結営業利益の実績（達成率）は、13,435百万円（91.4%）、ROICの実績（上昇率）は、19.0%（158.3%）となります。

なお、2023年3月期より、役員賞与の算定指標として採用している業績指標のうち、「連結営業利益」については、「連結営業利益（のれん調整後）」に変更いたします。

## 2) 業績連動型株式報酬

業績連動型株式報酬の算定指標として採用している業績指標は、「連結営業利益成長率」・「連結ROE」・「TSR（株主総利回り）」であり、この3つの指標を採用した理由は、「連結営業利益成長率」、「連結ROE」及び「TSR（株主総利回り）」はともに当社が定める重要指標あるいは重要指標に関連する指標であることから採用しております。

業績連動型株式報酬の算定の仕組み、給付される当社株式の算定方法は以下のとおりとなり、各対象期間の最終年度の各指標の実績値に応じて付与されるポイント数が決まります。

当初対象期間の最終年度である2022年3月期の連結営業利益成長率の実績は、138.7%、連結ROEの実績は、16.9%、TSR（株主総利回り）の実績は、125.9%となります。

$$\begin{array}{l} \text{給付される} \\ \text{株式の数} \end{array} = \begin{array}{l} \text{役職位に応じた} \\ \text{基準ポイント} \\ \text{(a)} \end{array} \times \text{業績評価係数(b)} \times 50\%$$

（1株未満は切り捨て）

なお、交付される株式の数の50%は、源泉所得税等の納税資金に充当することを目的として、金銭に換価して支給されます。

$$\begin{array}{l} \text{給付される} \\ \text{金銭の額} \end{array} = \left( \begin{array}{l} \text{確定ポイント} \\ \text{(a)} \times \text{(b)} \end{array} - \begin{array}{l} \text{給付される} \\ \text{株式の数} \end{array} \right) \times \begin{array}{l} \text{当社株式} \\ \text{の時価} \end{array}$$

（注）時価とは、対象期間終了後の定時株主総会開催日（以下、「権利確定日」という）における当社株式の終値とし、当該日に終値が公表されない場合は、終値の取得できる直近の日まで遡って算定するものとします。

なお、対象取締役が対象期間中に海外居住者であった場合には、対象期間終了後に、確定ポイントに権利確定日の株価を乗じた金額を別途支給するものとします。

(a) 役職位に応じた基準ポイント（付与対象者1人当たり）

（当初対象期間：2事業年度）

役職位	基準ポイント	付与されるポイントの上限
代表取締役会長	15,400	30,800
取締役社長	15,400	30,800
取締役	11,400	22,800
当社執行役員	7,600	15,200
子会社取締役	7,600	15,200

（対象期間：3事業年度）

役職位	基準ポイント	付与されるポイントの上限
代表取締役会長	23,100	46,200
取締役社長	23,100	46,200
取締役	17,100	34,200
当社執行役員	11,400	22,800
子会社取締役	11,400	22,800

- (注) 1. 基準ポイントは、職務執行期間（当初対象期間：対象期間初年度に開催される定時株主総会日から2年間、当初対象期間経過後の各対象期間：対象期間初年度に開催される定時株主総会から3年間）における在任月数に応じて按分します（1ポイント未満切り捨て）。
2. 付与されるポイントの上限は、対象期間終了後に金銭で給付される部分に相当するポイントを含んでいます。



(b) 業績評価係数（当初対象期間）  
 （当社取締役及び当社執行役員）

業績評価指標	評価割合	評価係数変動幅	目的・目標（単位：百万円）
連結営業利益成長率	50%	0～200%	目的：事業規模・収益力の拡大 上限：前中計最終年度実績値の130% 12,594 目標：前中計最終年度実績値の120% 11,626 下限：前中計最終年度実績値の110% 10,657
連結ROE	25%	0～200%	目的：事業の収益性・効率性の向上 上限：前中計実績値 18% 目標：15% 下限：現中計下限設定値 12%
TSR （TOPIX成長率比較）	25%	0～200%	目的：株主価値の向上 上限：TOPIX成長率×150% 目標：TOPIX成長率×100% 下限：TOPIX成長率×50%
合計	100%	0～200%	

- (注) 1. 連結営業利益成長率は、2017年3月期から2019年3月期までの3か年の当社中期経営計画（上表及び本注記において「前中計」という）の最終年度の営業利益の実績値9,688百万円（百万円未満切り捨て）を基準値として、130%を上回る場合は200%、110%を下回る場合は0%とし、2020年3月期から2022年3月期までの3か年の当社中期経営計画（上表及び本注記において「現中計」という）の最終年度の連結営業利益の実績値の成長率に応じて評価係数が変動します。
2. 連結ROEは、前中計の実績値である18%（小数点第1位を四捨五入）と現中計下限設定値である12%の中間値である15%を基準値として、18%を上回る場合は200%、12%を下回る場合は0%とし、現中計の最終年度の連結ROEの実績値に応じて評価係数が変動します。
3. TSR（株主総利回り）は、当初対象期間中の当社TSRが、当初対象期間中のTOPIXの成長率と比較して、150%を上回る場合は200%、50%を下回る場合は0%とし、その範囲内で算定された値に応じて評価係数が変動します。

本株主総会において、第4号議案「取締役に対する業績連動型株式報酬制度に関する額及び一部改定の件」が承認可決された場合には、上記(a) 役職位に応じた基準ポイント（付与対象者1人当たり）を以下のとおり変更いたします。

（対象期間：3事業年度）

役職位	基準ポイント	付与されるポイントの上限
代表取締役会長	45,000	90,000
代表取締役社長	48,000	96,000
取締役（Grade 3）	26,400	52,800
取締役（Grade 2）	22,800	45,600
取締役（Grade 1）	20,400	40,800
当社執行役員	12,000	24,000
子会社取締役（A）	12,000	24,000
子会社取締役（B）	9,000	18,000
子会社取締役（C）	7,500	15,000

- （注）1. 基準ポイントは、職務執行期間（各対象期間：対象期間初年度に開催される定時株主総会から3年間）における在任月数に応じて按分します（1ポイント未満切り捨て）。
2. 付与されるポイントの上限は、対象期間終了後に金銭で給付される部分に相当するポイントを含んでいます。

また、2023年3月期から2025年3月期までの3か年の対象期間の業績評価係数は、以下のとおりとなります。

(当社取締役及び当社執行役員)

業績評価指標	評価割合	評価係数変動幅	目的・目標 (単位:百万円)
連結営業利益成長率	50%	0~200%	目的: 事業規模・収益力の拡大 上限: 前中計最終年度実績値の130% 17,465 目標: 前中計最終年度実績値の120% 16,122 下限: 前中計最終年度実績値の110% 14,778
連結ROE	25%	0~200%	目的: 事業の収益性・効率性の向上 上限: 現中計の目標値の120% 18% 目標: 現中計の目標値 15% 下限: 現中計の目標値の80% 12%
TSR (TOPIX成長率比較)	25%	0~200%	目的: 株主価値の向上 上限: TOPIX成長率×150% 目標: TOPIX成長率×100% 下限: TOPIX成長率×50%
合計	100%	0~200%	

- (注) 1. 連結営業利益成長率は、2020年3月期から2022年3月期までの3か年の当社中期経営計画(上表及び本注記において「前中計」という)の最終年度の営業利益の実績値13,435百万円(百万円未満切り捨て)を基準値として、130%を上回る場合は200%、110%を下回る場合は0%とし、2023年3月期から2025年3月期までの3か年の当社中期経営計画(上表及び本注記において「現中計」という)の最終年度の連結営業利益の実績値の成長率に応じて評価係数が変動します。
2. 連結ROEは、現中計の目標値である15%を基準値として、120%を上回る場合は200%、80%を下回る場合は0%とし、現中計の最終年度の連結ROEの実績値に応じて評価係数が変動します。
3. TSR(株主総利回り)は、当初対象期間中の当社TSRが、当初対象期間中のTOPIXの成長率と比較して、150%を上回る場合は200%、50%を下回る場合は0%とし、その範囲内で算定された値に応じて評価係数が変動します。

⑥ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び重要な兼職先と当社の関係

地 位	氏 名	兼職先	兼職の内容
取締役	浦 勝 則	東京丸の内法律事務所 株式会社スタイルポート 株式会社フィードフォース FANTAS technology株式会社 株式会社ガイア 株式会社CAPITA	パートナー弁護士 社外取締役 (監査等委員) 社外取締役 (監査等委員) 社外監査役 代表取締役 社外取締役 (監査等委員)
取締役	ギディオン・フランクリン	Gideon Franklin Limited Culham Prints and Drawings Ltd UMI Technology Holdings PLC	最高経営責任者 (CEO) 最高経営責任者 (CEO) 社外取締役
取締役	宮 谷 正 一	MMグループホールディングス株式会社 MMクリエイティブコネクト株式会社	代表取締役社長 代表取締役社長
監査役	麻 生 裕 之	麻生税理士事務所 株式会社マウスコンピューター テックウインド株式会社 株式会社グラスキューブ 株式会社スタジオプロス 一般社団法人日本パーフェクト整体普及協会	所 長 監査役 監査役 社外監査役 社外監査役 理 事
監査役	保 田 和 磨		

- ・株式会社マウスコンピューター及びテックウインド株式会社は、当社の子会社であります。
- ・当社と東京丸の内法律事務所、株式会社スタイルポート、株式会社フィードフォース、FANTAS technology株式会社、株式会社ガイア、株式会社CAPITA、Gideon Franklin Limited、Culham Prints and Drawings Ltd、UMI Technology Holdings PLC、MMグループホールディングス株式会社、MMクリエイティブコネクト株式会社、麻生税理士事務所、株式会社グラスキューブ、株式会社スタジオプロス及び一般社団法人日本パーフェクト整体普及協会との間には特別の関係はありません。

□. 当事業年度における主な活動状況

	氏名	出席状況 (出席率)		主な活動状況
		取締役会 (21回開催)	監査役会 (17回開催)	
取締役	浦 勝則	21回 (100%)	-	弁護士資格を有し、主に弁護士としての専門的見地及び他社における役員としての経験から適宜、助言・提言を行っております。 また、「諮問委員会」の委員を務め、取締役の指名・報酬の決定、取締役会の有効性評価等において重要な役割を果たしました。
	ギディオン・フランクリン	21回 (100%)	-	国際的な金融機関等におけるアナリスト、M&Aアドバイザー、経営者としての豊富な経験から企業経営に通暁しており、経営全般に關し適宜、助言・提言、並びに海外(主に欧州)の経済・社会・ガバナンスの動向を踏まえた視点による助言・提言を行っております。 また、「諮問委員会」の委員を務め、取締役の指名・報酬の決定、取締役会の有効性評価等において重要な役割を果たしました。
	宮谷 正一	16回 (100%)	-	グローバルに事業を展開する他社における経営者としての豊富な経験から企業経営に通暁しており、経営全般に關し適宜、助言・提言、並びにIT・デジタル分野における知見を活かした助言・提言を行っております。 また、「諮問委員会」の委員を務め、取締役の指名・報酬の決定、取締役会の有効性評価等において重要な役割を果たしました。
監査役	麻生 裕之	21回 (100%)	17回 (100%)	税理士の資格を有し、社外監査役として主に経営管理の観点から、取締役会の意思決定の適正性・合理性を確保するための助言・提言を行っております。 監査役会においては、税務及び会計に関する知見に基づき適宜、必要な発言を行っております。 また、「諮問委員会」の委員長を務め、取締役の指名・報酬の決定、取締役会の有効性評価等において重要な役割を果たしました。
	保田 和磨	21回 (100%)	16回 (94%)	企業経営に通暁しており、社外監査役として、主に経営管理の観点から、取締役会の意思決定の適正性・合理性を確保するための助言・提言を行っております。 監査役会においては、豊富な経験に基づき適宜、必要な発言を行っております。 また、「諮問委員会」の委員を務め、取締役の指名・報酬の決定、取締役会の有効性評価等において重要な役割を果たしました。

(注) 取締役宮谷正一氏は、2021年6月24日開催の第23回定時株主総会において新たに取締役に選任されたことから、就任後に開催された取締役会の開催回数は16回となります。

#### (4) 会計監査人の状況

① 名称 太陽有限責任監査法人

② 報酬等の額

	支払額
イ. 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	42百万円
ロ. 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	42百万円

- (注) 1. 当社の在外子会社12社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。  
なお、R-Logic Sdn. Bhd. (マレーシア) 等の3社は、当社の監査公認会計士等である太陽有限責任監査法人が属するGrant Thorntonメンバーファームに対し、監査証明業務に基づく報酬を支払っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分していないため、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人との監査契約の内容に照らして、監査計画の内容及び報酬見積もりの算出根拠の適正性等について検証した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はございません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要性があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、監査役会の全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はございません。

⑥ 補償契約の内容の概要

該当事項はございません。

## (5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - (1) 当社のすべての役職員がとるべき行動の基本方針である行動規範及び具体的な行動の基準としての行動指針を明文化した「企業行動憲章」の徹底を図ることで、当社のすべての役職員が高い倫理観に基づいて行動し、あらゆる企業活動の前提として法令を遵守する体制を確保する。
  - (2) 当社法務部内にコンプライアンス責任者を配置し、コンプライアンスの推進、役職員への教育、指導を行うとともに、内部監査室はコンプライアンス責任者と連携してコンプライアンスの状況を監査する。監査結果については、定期的に取り締役会及び監査役会に報告されるものとする。
  - (3) 取締役会は、「企業行動憲章」に反社会的勢力との関係遮断について明記するとともに、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、警察、弁護士等の外部専門機関と連携し毅然とした姿勢で対応するものとし、そのために必要な体制を整備する。
  - (4) 取締役は、相互に他の取締役の職務執行状況を監視・監督するとともに、取締役の職務執行の適法性を確保するための牽制機能として、社外取締役が常時、在籍するようにする。
  - (5) コンプライアンス責任者及び取締役並びに監査役は、コンプライアンス上の問題を発見した場合には、速やかに取締役会及び監査役会に報告の上、その内容について調査・審議し、再発防止策を実施する。
  - (6) 法令上疑義のある行為等について通報・相談を受付ける窓口として「コンプライアンスホットライン」を設置するとともに、通報者に不利益が生じない体制を構築する。
- ② 取締役及び使用人の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - (1) 当社は、取締役及び執行役員の職務執行に係る情報の保存及び管理を統括する責任者を取締役又は執行役員の中から任命するとともに、その者が管理する「文書管理規程」並びに関連法令に定められた期間、取締役会をはじめとする重要な意思決定、職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し、保管する。
  - (2) これらの文書又は電磁的媒体は、取締役又は監査役から閲覧の請求があった場合、速やかに閲覧・謄写可能な状態にて管理する。
  - (3) 法令又は証券取引所適時開示規則に従い、必要な情報を適時適切に開示する。
  - (4) 第1項の「文書管理規程」を改訂する場合には、取締役会の承認を受けるものとする。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- (1) 当社は、取締役会において、リスク管理の基本方針、体制及び運用ルール等を体系的に定める「リスク管理規程」を制定し、同規程に基づき各部門の業務執行責任者が担当業務のリスク管理を行う一方、法務部が内部監査室と連携して、組織横断的リスク状況の監視並びに全社的な対応を行い、その結果を定期的に取り締役に報告することとし、また近年その重要性を増しているIT情報資産については「情報システム管理規程」を制定するなど、損失の危険の管理に関する体制を整備する。
  - (2) 当社の経営に重大な影響を及ぼすリスクが発生した場合に備え、事前に適切な対応方法を取り決めるなど、損失を最小限にとどめるために必要な体制整備を行う。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 当社は、以下の経営管理システムを運用することにより、取締役の職務執行の効率化を図るものとする。
- (1) 取締役会は、役職員が共有する全社的な目標を定めるため「中期経営計画」を策定し、「中期経営計画」に基づき、各事業部門への効率的かつ適正な経営資源の配分を行う。
  - (2) 取締役会は、取締役会が定める経営組織及び業務分掌に基づき、経営と業務執行の分離並びに職務権限・意思決定ルールの明確化を図り、各取締役が自己の職務に対し権限と責任を十分に果たす体制を構築する。
  - (3) 取締役の業務執行に必要な情報を適時適切に提供するための情報システムの導入及び業容の拡大、環境の変化に応じたシステムの再評価により、問題を迅速に識別し、解決することができる状態を維持する。
- ⑤ 当社及びその子会社から成る企業集団（以下、「当社グループ」という）における業務の適正を確保するための体制
- (1) 当社グループの業務の適正と効率性を確保するため、当社グループの管理本部であるコーポレート本部と経営企画室及び法務部が連携し、「関係会社管理規程」に基づき子会社のリスク管理体制及びコンプライアンス体制等の監督及び指導を行う。
  - (2) 当社は、「関係会社管理規程」に従い、子会社に対し、業績、財務状況、その他重要な情報の報告を義務づけるとともに、子会社の取締役又は監査役を当社の役職員から派遣することにより、子会社の取締役の職務執行状況を監督する。
  - (3) 当社は、連結ベースの「中期経営計画」を策定することで当社グループの経営目標を示すとともに、「関係会社管理規程」において子会社の権限と義務を明確にすることで、当社グループの取締役の職務執行が適正かつ効率的に行われる体制を確保する。
  - (4) 当社は、コーポレート本部と内部監査室とが連携し、原則として年1回又は必要に応じて



- 子会社の監査を行うとともに、監査結果を当社の取締役会に報告する体制を整備する。
- (5) 当社は、子会社の役職員に対し、「コンプライアンスホットライン」の存在を周知するとともに、子会社に対し、通報者に不利益が発生しない体制を構築させる。
  - (6) 当社は、当社グループ間の情報共有と経営戦略上の協議・調整の場として、当社役員と子会社の代表者を固定メンバーとする経営会議を定期的開催する。
  - (7) 当社は、特定業務に関するグループ運営上の調整、業務遂行上の知識の共有、教育及び啓蒙などを行う場として、総務・人事・法務部門、財務・経理部門、ITシステムの部門毎に機能別のグループ会議を定期的開催し、当社グループ間の情報連絡体制の維持・向上を図る。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人（以下、「補助使用人」という）を置くことを求めた場合における補助使用人に関する体制並びに補助使用人の取締役からの独立性及び補助使用人に対する指示の実効性に関する事項
- (1) 当社は、監査役より補助使用人を置くことを求められた場合には、監査役と協議の上、専任の補助使用人を配置する又は内部監査部門所属の職員に補助使用人を兼任させるものとする。
  - (2) 専任の補助使用人に対する指揮命令権は監査役に属するものとし、その人事（任命、異動、評価、報酬、懲戒処分）については、監査役と協議の上、その同意を得るものとする。
  - (3) 補助使用人を兼任する内部監査部門所属の職員が監査役より命じられた業務については、取締役等の指揮命令を受けないものとし、当該職員の人事（任命、異動、評価、報酬、懲戒処分）については、監査役に報告の上、その同意を得るものとする。
- ⑦ 当社の取締役及び使用人並びに当社グループの取締役、監査役及び使用人（以下、総称して「当社グループ役職員」という）又はこれらの者から報告を受けた者が、当社の監査役に報告するための体制
- (1) 当社グループ役職員は、当社及び当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事項、「コンプライアンスホットライン」への通報・相談内容、その他経営上の重要な事項について、適時、適切な方法により監査役へ報告する。
  - (2) 当社の内部監査部門は、内部監査の実施状況について、監査役へ定期的に報告するとともに、緊急性のある事項については速やかに報告する。
  - (3) 当社グループ役職員は、上記事項に限らず、監査役に報告すべきと判断した事項については、監査役に直接報告することができるものとする。
  - (4) 監査役は、当社グループ役職員に対し、いつでも、監査役の職務を執行するために必要な報告を求めることができるものとする。

- (5) 当社は、監査役への報告をした者が、当該報告をしたことにより不利な取扱いを受けることがないように体制を整備するとともに、その旨を当社グループ役員に対し周知徹底する。
- ⑧ 監査役職務の執行について生じる費用の前払又は償還の手続その他の職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- (1) 監査役会は、年度監査計画に基づき、監査役職務の執行上必要と認める費用について、会社に対し予算を提示する。
- (2) 当社は、監査役がその職務の執行について生じる費用の前払い、又は要した費用の償還を請求したときは、当該監査役職務の執行に必要なでないことが明白な場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- ⑨ その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (1) 監査役は、監査上必要な事項につき、代表取締役会長及び代表取締役社長と定期的に会合を持ち、意見交換を行う。
- (2) 監査役は、内部監査部門と適時連携を取り、監査役監査が実効的に行われるよう努める。
- (3) 監査役は、会計監査人と定期的に会合を持ち、意見交換を行うとともに、会計監査の状況について会計監査人から報告を受けるものとする。
- (4) 当社は、監査役に対し、必要に応じて弁護士、会計士などの専門家に監査業務に関する助言を受ける機会を保障する。
- ⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- 当社グループは、財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制システムを構築し、その体制の整備・運用状況を定期的に評価するとともに、維持・改善に努める。

## (6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ・当社グループ役員が日々、誠実かつ適切な行動をするための共通の価値観・倫理観であり、その行動の拠り所となるものとして「企業行動憲章」を定めるとともに、広く浸透し、遵守されるよう、半期に1回、法務部が主催する「コンプライアンス研修」を実施するなど、その周知に努めております。この一環としてハラスメント防止、反社会的勢力との取引排除、インサイダー取引防止などコンプライアンスに係る各種テーマについての研修動画を作成し、役員が自由に視聴できる環境を整備いたしました。

また、当社連結子会社に対しても、それぞれの事業の特性に応じた形で、当社「企業行動憲章」に準ずる内容の「企業行動憲章」を定め、役職員に周知・実践されるよう指導を行っております。

- ・「公益通報者保護法」の規律のあり方や行政の果たすべき役割について改正する法案（以後「改正法」）が2020年6月8日に可決し、2年以内に施行され、改正法第12条及び第21条において内部調査等に従事する者（組織ではなく個人）に対し、通報者を特定させる情報の守秘を義務付け、同義務違反に対する刑事罰が導入されるようになったことから、コンプライアンスホットラインを公益通報窓口としての通報窓口と不満や相談を受け付ける相談窓口に分け、匿名性の堅持が難しい相談等については相談窓口で受け付けるなど、通報・相談窓口担当者の負担軽減を図っております。
- ・「企業行動憲章」に反社会的勢力との関係遮断について明記するとともに、「反社会的勢力対応規程」を定め、不当要求防止責任者の設置、警察、弁護士等の外部専門機関との連携、平時・有事における対応等について明記し、役職員にその内容を周知することで、反社会的勢力との関係遮断をより実効的なものとする体制を構築し運用を行っております。
- ・当社は、取締役の職務執行の適法性を確保するための牽制機能として取締役7名のうち3名の社外取締役を選任しております。

また、社外役員で構成される「諮問委員会」を任意で設置し、取締役の選任・解任や報酬の決定に際しては、「諮問委員会」に諮問し、その答申を反映するというプロセスを経た後、取締役会にて決定するなど、統治機能の充実を図っております。

## ② 取締役及び使用人の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

情報管理の総括責任者として情報管理担当役員を指名し、情報管理担当役員が当社グループ全体の情報を統括して管理を行うとともに、職務執行に係る情報の保管及び管理に係る「文書管理規程」「内部情報管理規程」「個人情報保護規程」「情報システム管理規程」などの各種規程を定め、適宜、必要な見直し等を行っております。

## ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・「リスク管理規程」を定め、同規程に基づき法務部が内部監査室と連携し、リスクの状況の監視とリスクを回避・低減するための取り組みを行っております。
- 2022年3月期においては、代表取締役社長を委員長、法務部長を執行委員長、内部監査室長をアドバイザーとし、全部門長で構成されるリスク管理委員会を4回開催し、全社的なリスクに関する評価と対応について協議を行うとともに、個別リスクに係る分科会を設置し、ワーキンググループによるリスク・トリートメント（リスク対応）を進めました。その結果については、半期に1度取締役会に報告しております。

- ・新型コロナウイルス感染防止の観点から、2020年3月より在宅勤務体制の本格運用を開始し、感染防止と効率的な働き方の両立を目指した働く場所を限定しないワークスタイルに移行しております。また、新型コロナウイルス感染症の終息後も在宅勤務を継続し、柔軟な働き方によるワーク・ライフ・バランスの実現につなげてまいります。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・2023年3月期を初年度とする「中期経営計画」策定に向けた検討を進め、2022年5月13日付で「中期経営計画」（2023年3月期から2025年3月までの3か年計画）を取締役会で決議し、その概要について開示を行っております。  
また、2022年5月13日に公表した「中期経営計画書」において、前中期経営計画（2020年3月期から2022年3月までの3か年計画）の結果等（主要子会社における取組みの内容を含む）について説明を行っております。
  - ・当社は、経営体制として「純粋持株会社体制」を採用し、当社が純粋持株会社としてグループ全体の経営方針の決定及び経営管理・監督機能を担い、各子会社は、当社からの投資に対して最大のリターンを上げるための事業運営に専念するという役割分担により、事業環境の変化に応じた迅速・果断な意思決定とグループ全体最適の観点に立った透明性・公平性の高いグループ経営を実現しております。
  - ・「取締役会規程」において、取締役会で審議が必要な事項及び取締役会に報告すべき事項を定めるとともに、「職務権限規程」により経営陣に判断・決定を委ねる事項及びその範囲を定めることで、業務執行における各職位の責任と権限を明確にし、業務の組織的かつ能率的な運営を行っております。
- ⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
- ・当社子会社及び関連会社（以下、「関係会社」という）に対しては、「関係会社管理規程」を定め、当社取締役会の承認を要する事項、事前協議を要する事項、報告を要する事項といった関係会社に対する管理基準を明確にし、関係会社の指導及び育成と、グループとしての経営効率の向上を図っております。
  - ・年度監査計画に基づき、内部監査室による子会社を対象とした監査が実施され、当社取締役会に報告され、監査結果に基づく改善指示や指導を行っております。
  - ・「経営会議」を四半期に1度開催し、子会社の経営陣より、事業運営の状況、経営計画の進捗、課題等に対する取組み状況などの報告を受け、意見交換を行うことで、決定された経営計画又は経営戦略に基づいた事業運営が行われるよう監督を行っております。
  - ・特定業務に関するグループ内で共通して取り組むべき課題等の共有、グループ運営上の調整、並びに業務遂行上の知識の共有、教育及び啓蒙などを行う場として、グループ管理ミーティ

ング（総務・人事・法務部門）を4回、グループCFO会議（財務・経理部門）を3回、IT運営委員会（ITシステム）を4回開催いたしました。

- ⑥ 監査役が補助使用人を置くことを求めた場合における補助使用人に関する体制並びに補助使用人の取締役からの独立性及び補助使用人に対する指示の実効性に関する事項  
「監査役会規程」において、補助使用人及び補助使用人の独立性の確保に関する規定を設け、同規定に基づく運用を行うことにより、監査役の補助使用人（内部監査室の職員）に対する指揮命令権の確保を図っております。
- ⑦ 当社グループ役職員又はこれらの者から報告を受けた者が、当社の監査役に報告するための体制  
「監査役会規程」に監査役への報告に関する体制に関する規定を設け、当社グループ役職員の相談窓口としての「コンプライアンスホットライン」の設置及び通報された内容の報告を行うとともに、「内部監査報告会」を月1回定期的に開催し、内部監査室による内部監査の結果について報告を行っております。
- ⑧ 監査役職務の執行について生じる費用の前払又は償還の手続その他の職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項  
「監査役会規程」に監査費用に関する規定を設け、監査役が職務の執行上必要と認める費用について、会社に費用の償還を請求できる旨を明記し、監査役から費用の償還の請求を受けた場合には、速やかに清算しております。
- ⑨ その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
- ・ 監査役会は、代表取締役との会合を計2回実施し、意見交換を行っております。
  - ・ 監査役会は、月1回定期的に内部監査室とミーティングを実施し、監査結果についての報告を受け、意見交換を行っております。
  - ・ 監査役会は、四半期に1回定期的に会計監査人である太陽有限責任監査法人とミーティングを実施するとともに、会計監査人の監査に同行するなど、適宜、必要なコミュニケーションを図っております。
  - ・ 常勤監査役は、監査役会を代表して、年1回定期的に当社グループ関係会社の代表取締役との会合を実施し、意見交換を行い、その内容について監査役会に報告を行っております。

## (7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループは、株主の皆様への利益還元の充実を経営上の最も重要な課題の1つと考えており、経営成績に応じた業績成果配分型の配当を基本方針として、総還元性向の目安を30%~40%程度とし、うち配当性向に関しては親会社株主に帰属する当期純利益の30%以上を目標としており、DOEの水準については4.5%程度を掲げております。

配当については前述の通り経営成績に応じた業績成果配分を基本方針としておりますが、その経営成績が一時的であり尚且つ外部要因を主因として短期的に減益となるものの、当社グループの中長期での成長性や将来性に変化が無いと判断される場合は、前期比での増配の維持を優先し、配当性向30%以上、総還元性向30%~40%の範囲内において機動的に調整を行う事といたします。

自己株式の取得、資本準備金の額の減少、剰余金その他の処分については、当社の財務状況や足元及び今後想定される損益の水準、ROEの水準、成長の為の投資機会の有無や株式市場全体の状況等を総合的に勘案の上、資本効率の向上を目指し、適宜、適切な対応を検討してまいります。

また、当社は、上記方針に基づき株主の皆様への利益還元を行いつつ、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のための成長投資についても積極的に行ってまいります。内部留保金については、事業環境（収益、M&A、設備投資の状況等）に応じて機動的かつ有効的にこれを活用し、中長期的な展望に立って企業体質と市場競争力の強化に取り組んでまいります。

なお、当社は「取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。」旨を定款で定めておりますが、当面は中間配当を見送り、期末配当の年1回の剰余金の配当のみとする方針としております。期末配当の決定機関は株主総会であります。

# 連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>85,007</b>	<b>流動負債</b>	<b>28,450</b>
現金及び預金	24,565	買掛金	10,465
受取手形及び売掛金	20,699	短期借入金	6,748
商品及び製品	24,715	未払法人税等	779
仕掛品	264	契約負債	2,553
原材料及び貯蔵品	11,425	製品保証引当金	1,149
その他	3,348	賞与引当金	327
貸倒引当金	△11	株主優待引当金	46
		役員株式給付引当金	192
<b>固定資産</b>	<b>10,216</b>	その他	6,186
<b>有形固定資産</b>	<b>5,433</b>	<b>固定負債</b>	<b>7,490</b>
建物及び構築物	2,997	長期借入金	5,966
土地	1,507	退職給付に係る負債	363
リース資産	180	繰延税金負債	254
その他	748	その他	906
<b>無形固定資産</b>	<b>1,047</b>	<b>負債合計</b>	<b>35,941</b>
のれん	340	<b>(純資産の部)</b>	
その他	707	<b>株主資本</b>	<b>57,898</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>3,735</b>	資本金	3,868
投資有価証券	512	資本剰余金	9,064
繰延税金資産	1,725	利益剰余金	45,544
その他	1,551	自己株式	△577
貸倒引当金	△53	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>474</b>
<b>資産合計</b>	<b>95,223</b>	その他有価証券評価差額金	12
		為替換算調整勘定	453
		退職給付に係る調整累計額	8
		<b>非支配株主持分</b>	<b>908</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>59,281</b>
		<b>負債及び純資産合計</b>	<b>95,223</b>

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	191,247
売上原価	151,037
売上総利益	40,209
販売費及び一般管理費	26,774
営業利益	13,435
営業外収益	
受取利息	56
為替差益	160
のれん償却額	18
受取手数料	23
投資有価証券売却益	1
投資有価証券評価益	4
その他	114
営業外費用	
支払利息	62
支払手数料	39
その他	34
経常利益	13,680
特別利益	
固定資産売却益	7
補助金収入	4
特別損失	
固定資産売却損	18
固定資産除却損	7
賃貸借契約解約損	3
減損	84
投資有価証券評価損	15
関係会社株式評価損	21
事務所移転費用	18
その他	9
税金等調整前当期純利益	13,511
法人税、住民税及び事業税	4,118
法人税等調整額	85
当期純利益	9,307
非支配株主に帰属する当期純利益	24
親会社株主に帰属する当期純利益	9,283

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。



## 連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 計
当 期 首 残 高	3,868	9,064	39,308	△551	51,689
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△3,047		△3,047
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			9,283		9,283
自己株式の取得				△26	△26
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	-	6,235	△26	6,209
当 期 末 残 高	3,868	9,064	45,544	△577	57,898

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				非 支 配 株 主 分	純 資 産 計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 調 整	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	2	△178	5	△170	807	52,325
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当						△3,047
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益						9,283
自己株式の取得						△26
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純額)	10	632	3	645	100	746
当 期 変 動 額 合 計	10	632	3	645	100	6,956
当 期 末 残 高	12	453	8	474	908	59,281

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>19,074</b>	<b>流動負債</b>	<b>899</b>
現金及び預金	5,064	1年内返済予定の長期借入金	149
売掛金	31	未払金	328
関係会社未収金	1,493	未払費用	11
前払費用	33	前受収益	103
関係会社短期貸付金	12,613	預り金	13
貸倒引当金	△766	未払法人税等	11
その他	603	賞与引当金	21
<b>固定資産</b>	<b>9,872</b>	株主優待引当金	46
<b>有形固定資産</b>	<b>157</b>	役員株式給付引当金	192
建物	126	その他	21
車両運搬具	0	<b>固定負債</b>	<b>3,725</b>
工具、器具及び備品	30	長期借入金	3,725
<b>無形固定資産</b>	<b>182</b>	<b>負債合計</b>	<b>4,625</b>
ソフトウェア	63	<b>(純資産の部)</b>	
その他	118	<b>株主資本</b>	<b>24,308</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>9,532</b>	<b>資本金</b>	<b>3,868</b>
投資有価証券	268	<b>資本剰余金</b>	<b>7,818</b>
関係会社株式	8,991	資本準備金	7,177
長期前払費用	16	その他資本剰余金	641
繰延税金資産	92	自己株式処分差益	641
その他	163	<b>利益剰余金</b>	<b>13,199</b>
<b>資産合計</b>	<b>28,946</b>	その他利益剰余金	13,199
		繰越利益剰余金	13,199
		<b>自己株式</b>	<b>△577</b>
		評価・換算差額等	12
		その他有価証券評価差額金	12
		繰延ヘッジ損益	0
		<b>純資産合計</b>	<b>24,321</b>
		<b>負債及び純資産合計</b>	<b>28,946</b>

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営業収益		7,142
売上総利益		7,142
販売費及び一般管理費		1,320
営業利益		5,822
営業外収益		
受取利息	91	
為替差益	1	
受取手数料	0	
システム利用料	23	
その他	3	119
営業外費用		
支払利息	10	
投資有価証券評価損	61	71
経常利益		5,870
特別損失		
固定資産除却損	1	
投資有価証券評価損	15	
関係会社株式評価損	60	
貸倒引当金繰入額	117	195
税引前当期純利益		5,675
法人税、住民税及び事業税	△62	
法人税等調整額	△16	△78
当期純利益		5,754

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						株主資本合計	
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金	自 己 株 式			
		資 本 準 備 金	その他資本剰余金	資本剰余金合計				その他利益剰余金
			自己株式処分差益					繰越利益剰余金
当 期 首 残 高	3,868	7,177	641	7,818	10,493	△551	21,628	
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当					△3,047		△3,047	
当 期 純 利 益					5,754		5,754	
自己株式の取得						△26	△26	
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	2,706	△26	2,680	
当 期 末 残 高	3,868	7,177	641	7,818	13,199	△577	24,308	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高	1	0	1	21,630
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△3,047
当 期 純 利 益				5,754
自己株式の取得				△26
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	10	-	10	10
当 期 変 動 額 合 計	10	-	10	2,691
当 期 末 残 高	12	0	12	24,321

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月17日

株式会社 M C J  
取締役会 御中

## 太陽有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	坂本	潤
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	土居	一彦

## 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社MCJの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社MCJ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- ・ 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月17日

株式会社 M C J  
取締役会 御中

## 太陽有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	坂本	潤
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	土居	一彦

## 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社MCJの2021年4月1日から2022年3月31日までの第24期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第24期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月18日

株式会社MC J	監査役会
常勤監査役	堀 口 彰 一 ①
社外監査役	麻 生 裕 之 ①
社外監査役	保 田 和 磨 ①

以 上

# 21世紀を代表する製品サービスを創る会社になる。

モニタの開発・欧州における販売



アジア地域におけるPCおよびIT機器の修理・サポート



PCおよび周辺機器の国内開発・製造・販売



PC、PCパーツ、周辺機器等の国内販売



PC、PCパーツ、周辺機器等の国内卸売・販売



Get The Ideal ~お客様の理想を形に~



# 株式会社MCJ 株主総会会場ご案内図

会場

東京都千代田区大手町二丁目3番1号 大手町プレイスカンファレンスセンター2階ホールB



交通

● 東京メトロ・都営地下鉄「大手町駅」 A5出口から 徒歩1分

● JR「東京駅」

丸の内北口改札より神田方面へ線路沿いを直進 徒歩7分